



(第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

令和3年3月
小樽市・小樽市社会福祉協議会

御挨拶



小樽市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、様々な福祉施策を展開してまいりました。

近年、少子高齢化や単身世帯の増加に伴い、地域社会を取り巻く環境も大きく変化してきており、地域の課題も複雑化・多様化してきていることから、地域の人々が支え合い、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現が求められています。

このような状況の中、小樽市では地域福祉を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする「第1期小樽市地域福祉計画」を策定しました。

本計画の策定に際しましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、急遽オンライン方式を活用してワークショップの開催や小樽市地域福祉計画策定委員会での審議を重ねてまいりました。パソコンなどの画面を介してのやり取りにも関わらず、市民の皆様や実際に地域で活動を展開している方々から本当に貴重な御意見をいただいたことに関しまして心より感謝申し上げます。

本計画では、『お互いさま』と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち』を基本理念に掲げ、「つながりを持てる地域づくり」、「助けて』と言える地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」の3つの目標のもと、小樽市社会福祉協議会との連携を密にしながら、地域の皆様や地域活動団体の皆様と協働を深めながら、計画を推進していくことを目指しております。

今後とも「第1期小樽市地域福祉計画」の実現に向け、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

小樽市長 迫 俊哉



御挨拶



小樽市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められた団体であり、昭和 26 年に発足、昭和 42 年に社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の推進を図ることを目的として活動している団体です。

本会は地域の皆様と手を携え、公的支援だけに頼らない助け合い・支え合いやボランティア活動を支援し、他の法人・団体等との連携を深め、様々な事業の実施や普及・啓発、多様化するニーズへの対応を通じ、地域福祉の推進に取り組んでおります。

このたび、小樽市の「第 1 期小樽市地域福祉計画」策定に合わせ、本会が更なる地域福祉の向上に取り組んでいくための実践的な計画として、「第 1 期小樽市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

この計画を基に、小樽市と本会が地域の福祉向上のため、それぞれの役割を分担して、車の両輪として効率よく機能し、住民の皆様が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高めあう地域共生社会の実現を目指していかねばなりません。

計画策定に際し御協力を賜りました皆様に、心から感謝の意を表しますとともに、本計画推進のため、住民の皆様の御協力を今後ともよろしくお願い申し上げます、結びといたします。

令和 3 年 3 月

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
会長 野坂 和弘



目次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進	6
第2章 小樽市の現状	
1 統計から見る小樽市の現状	8
2 アンケート調査から見た小樽市の現状	21
3 ワークショップから見た小樽市の現状	31
4 これまでの地域福祉の取組	38
第3章 計画の基本的な考え方	
1 地域福祉の課題	42
2 計画の基本理念	43
3 計画の基本目標	44
4 施策の体系	45
5 施策の展開に向けて	46
第4章 基本目標ごとの取組	
基本目標 1 つながりを持てる地域づくり	48
施策 1 地域住民同士がつながるための拠点づくり	48
施策 2 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり	50
施策 3 地域におけるボランティア活動の推進	52
施策 4 町内会活動への参加促進	54
施策 5 多様な世代のつながりづくり	56
基本目標 2 「助けて」と言える地域づくり	58



施策6	困りごとを抱えた方への支援	58
	(再犯防止に関する取組を含む)	
施策7	地域で子どもを育てる環境の整備	60
施策8	漏れのない相談支援体制づくり	62
施策9	福祉サービスの適切な利用の促進	64
施策10	権利を擁護する取組の推進	66
	(成年後見制度の利用を促進する取組を含む)	
基本目標3	安心して暮らせる地域づくり	70
施策11	空き家対策及び居住支援の充実	70
施策12	災害時における支え合いの仕組みづくり	72
施策13	雪との共生	74
施策14	持続可能な買い物支援の実現	76
施策15	地域の防犯体制の構築及び推進	78

資料編

1	小樽市地域福祉計画策定委員会委員名簿	81
2	計画策定の体制	82
3	用語解説	86

小樽市地域福祉計画キャラクター ツツジの妖精「さちこ」

【おしごと】

小樽のしあわせ不足の地域に滞在しては、
(強制的に) しあわせを振りまいていく。
困っている人がいれば飛んで行って話を聞いてあげる。

【とくちょう】

しあわせ不足の地域がわかる地図を持っている(らしい)。
市立小樽図書館公式キャラクターの「たるぼとちゃん」とお友達になりたい(らしい)。

【うまれのゆらい】

幸運を呼ぶ「ふくろう」、小樽の市花「ツツジ」をモチーフに地域福祉計画を策定するにあたり、職員が作成。



「成年後見制度^{*}」のように、用語の右肩に^{*}印があるものは、巻末の資料編に用語解説があります。

第1章

計画の策定に 当たって



1 計画策定の背景と趣旨

小樽市では、これまで「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など個別計画に基づき、福祉施策を推進してきました。

しかし、近年、社会的孤立や生活困窮など、支援を必要とする住民が抱える「地域生活課題」は複雑化・多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっています。

このような課題への対応に向け、国は「地域共生社会」の実現を目指すという方針を掲げ、平成30年4月に社会福祉法を改正しました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

社会福祉法では、「地域生活課題」の解決を図るために、地域のつながりを再構築し、子どもから高齢者まで性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」といいます）に求めています。

そこで、小樽市では、今後の市における地域福祉の方向性を位置付け、地域共生社会を実現するための指針となる「地域福祉計画」を策定します。

なお、地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携が必要不可欠であることから、本計画を社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。



2 地域福祉とは

「地域福祉」とは簡単に言うと「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。

社会福祉法では、地域住民等に対し、地域福祉の推進に当たって、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、その他各般の課題を把握し、その解決を図るように求めるという主旨の記述があります。

記述にもあるとおり、地域生活の課題は実に様々で本人の努力や工夫だけでは解決できないこともありますし、一人ひとりの課題全てに支援や行政サービスが行き渡ることは困難です。

そのため、こうした課題を解決するためには地域の中でお互いに声を掛け合い、みんなで助け合いながら支え合って暮らしていくことが大切です。

「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくる」ために、地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての者が協働して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりが地域住民等に求められています。

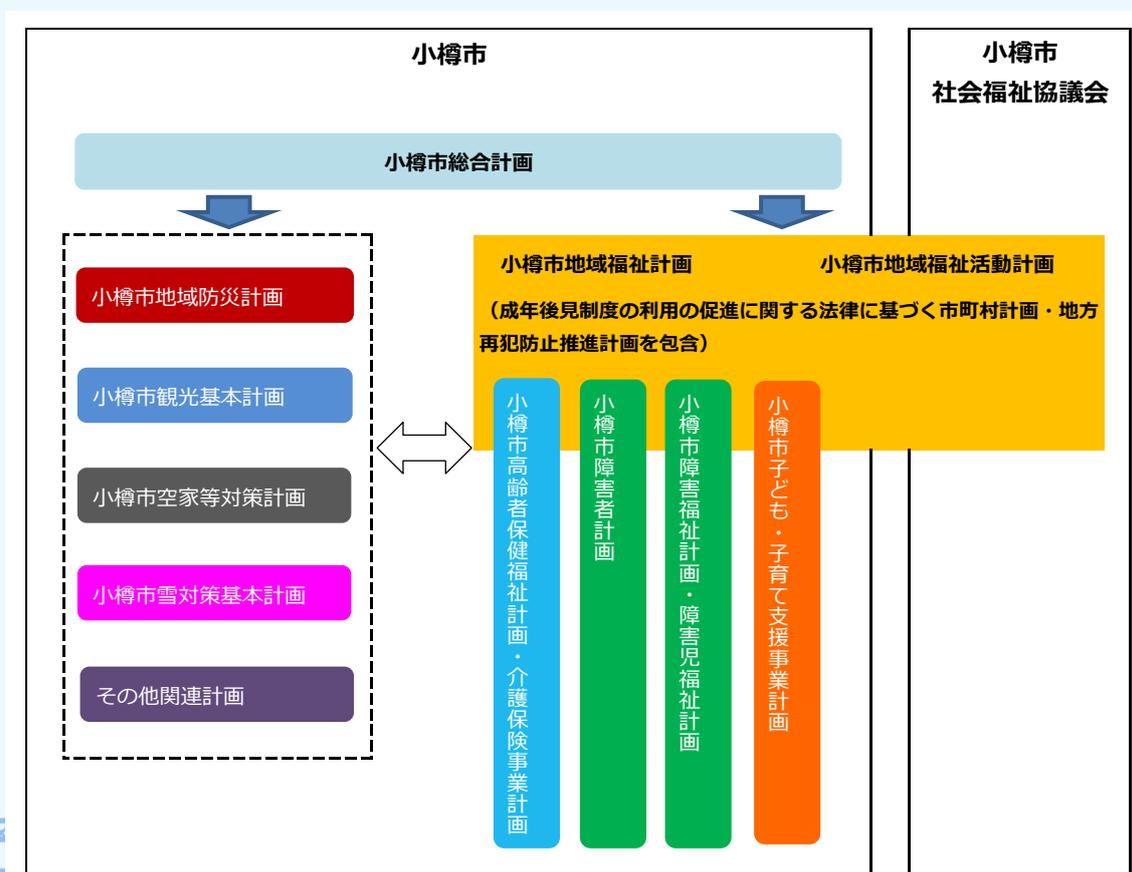


3 計画の位置付け

本計画は、「小樽市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。また、地域福祉計画は、福祉各分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置付けられており、「地域福祉」という視点から各福祉分野を横断的につなぎ、共通する理念、地域の取組の方向性などを明らかにするとともに、防災、観光など幅広い他の分野別計画とも連携を図っていきます。

更に、「小樽市地域福祉活動計画」は、「小樽市地域福祉計画」と一体的に策定することにより、小樽市、小樽市社会福祉協議会、それぞれの役割分担を明確にした上で、総合的な地域福祉の推進を目指します。

なお、本計画は、成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。

(なお、次期以降の計画については、小樽市総合計画との調和を図る観点から計画期間を5年間とします。)

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
小樽市総合計画	第7次									
小樽市地域福祉計画 (成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画・地方再犯防止推進計画を包含)			第1期			第2期				
小樽市地域福祉活動計画										
小樽市子ども・子育て支援事業計画			第2期				第3期			
小樽市高齢者保健福祉計画			第8期			第9期		第10期		
小樽市介護保険事業計画										
小樽市障害者計画	第3期								第4期	
小樽市障害福祉計画										
小樽市障害児福祉計画			第2期(児)			第3期(児)		第4期(児)		



5 計画の推進

(1)計画の周知・啓発

地域福祉を推進するためには、市民をはじめ、事業者、社会福祉協議会や市が、その方向性について共通認識を持つことが必要不可欠です。

そのため、広報おたるや市ホームページなど様々な媒体により、また、様々な機会を通して本計画の周知・啓発を行います。

(2)計画の進行管理と評価 ～小樽市地域福祉計画推進委員会の設置～

本計画に基づく取組（第4章に記載）を効果的かつ継続的に推進していくため、小樽市及び小樽市社会福祉協議会において PDCA サイクルによる進行管理を行います。なお、少なくとも1年に1回は取組に対する実績を把握し、分析等を行うこととします。

また、本計画は地域に関わる全ての人々の主体的な参加や協働のもとに推進していくべきものであることから、定期的に市民の意見を聴く場を設け、計画の達成度を評価し、必要に応じ計画を見直すことが必要です。

市民の意見を聴く場として「しあわせな地域づくりワークショップ」を開催し、当該ワークショップで得た計画に対する様々な意見を踏まえて、市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表者など多様な立場の方で構成する「小樽市地域福祉計画推進委員会」により、各取組の分析、評価や見直すべき内容について意見交換を行い、計画の改善や見直しにつなげます。



第 2 章

小樽市の現状



1 統計から見る小樽市の現状

(1) 少子高齢化や単身世帯の増加

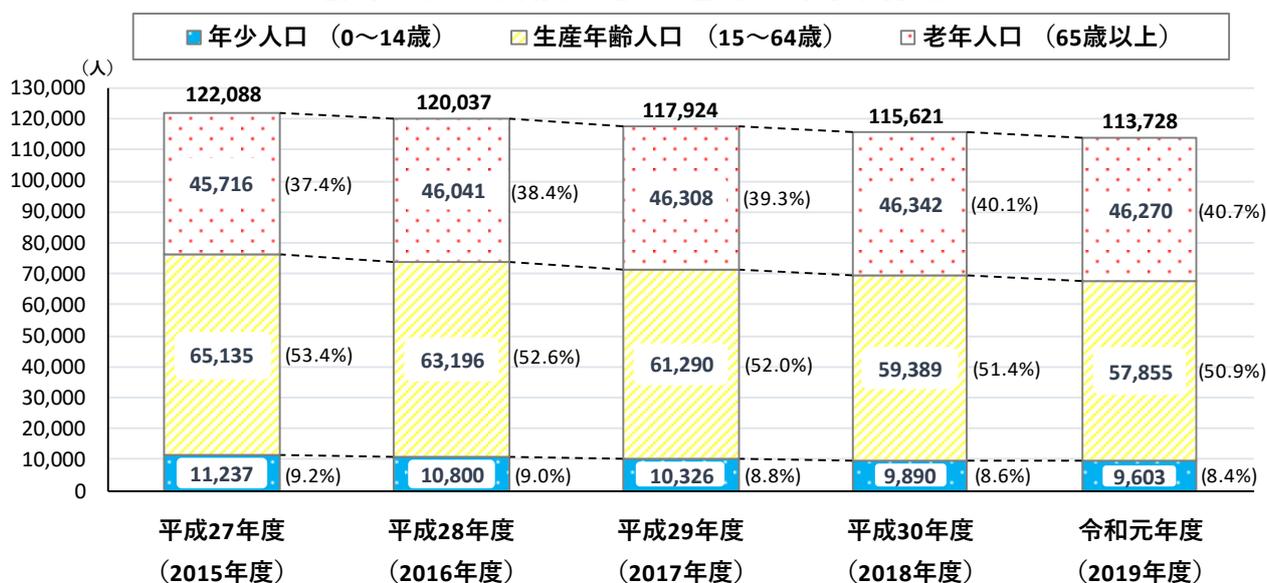
①人口

小樽市の人口は年間 2,000 人程度の減少傾向にあり、令和元年度末では 113,728 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、このまま減少傾向が続くとされており、年齢 3 区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少傾向にあります。【図 1】

年齢 3 区分別人口の構成比の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は低下していますが、老年人口（65 歳以上）は上昇しています。人口推計を見ると、令和 12 年には、年少人口は 7.3%まで低下し、老年人口は 43.9%まで上昇する見込みとなっています。【図 2】

また、世帯数と世帯人員の推移を見ると、世帯数及び 1 世帯あたりの平均人員は年々減少している一方で、単身世帯は増加傾向にあります。【図 3】

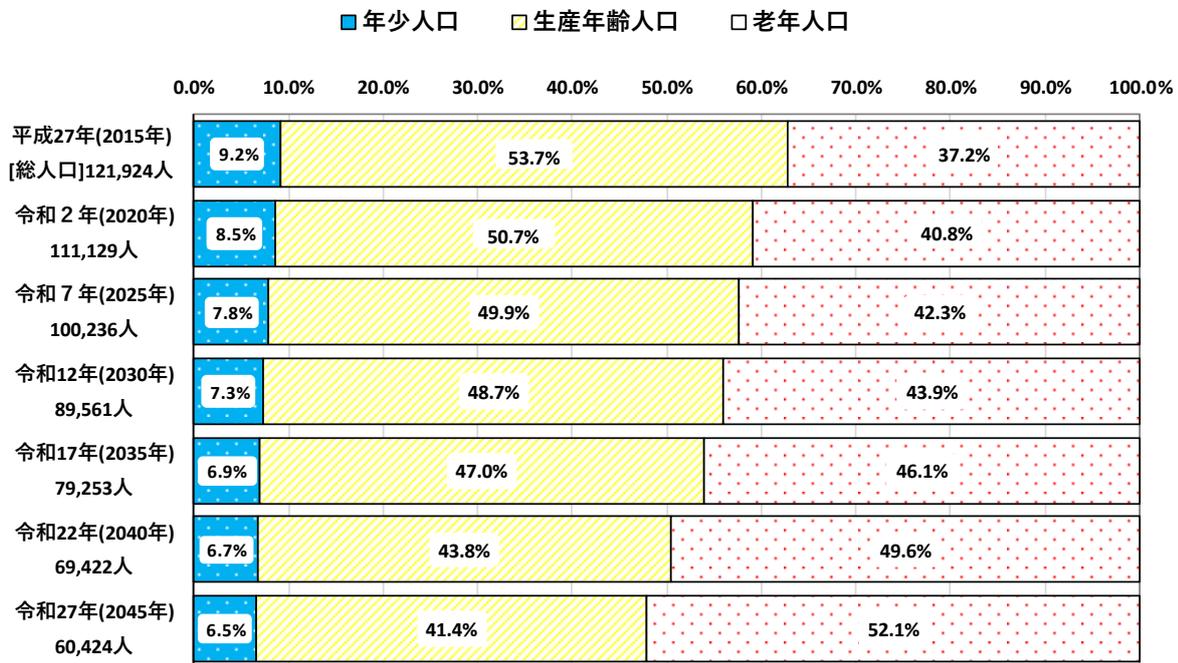
【図 1】 年齢区分ごとの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

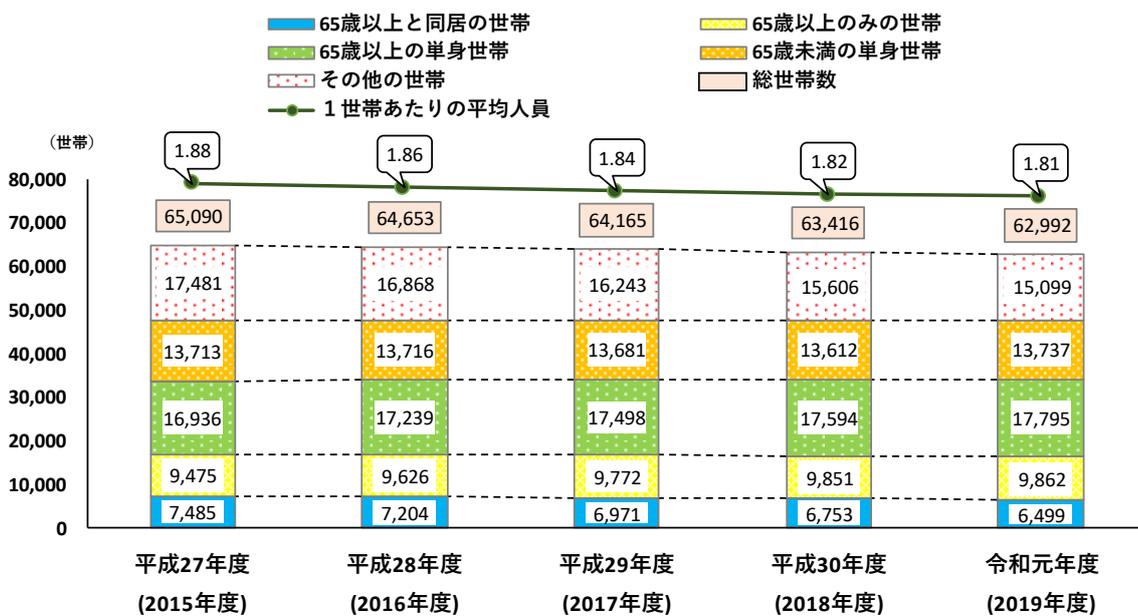


【図2】 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



資料：小樽市人口ビジョン（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

【図3】 世帯数と世帯人員の推移

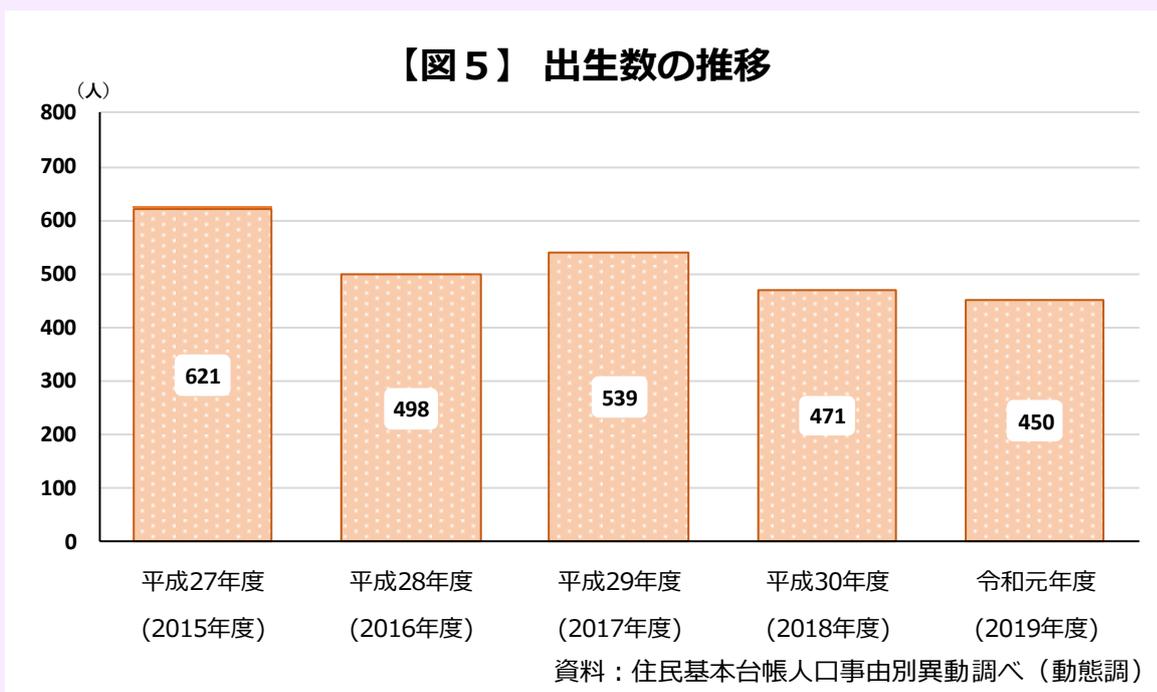
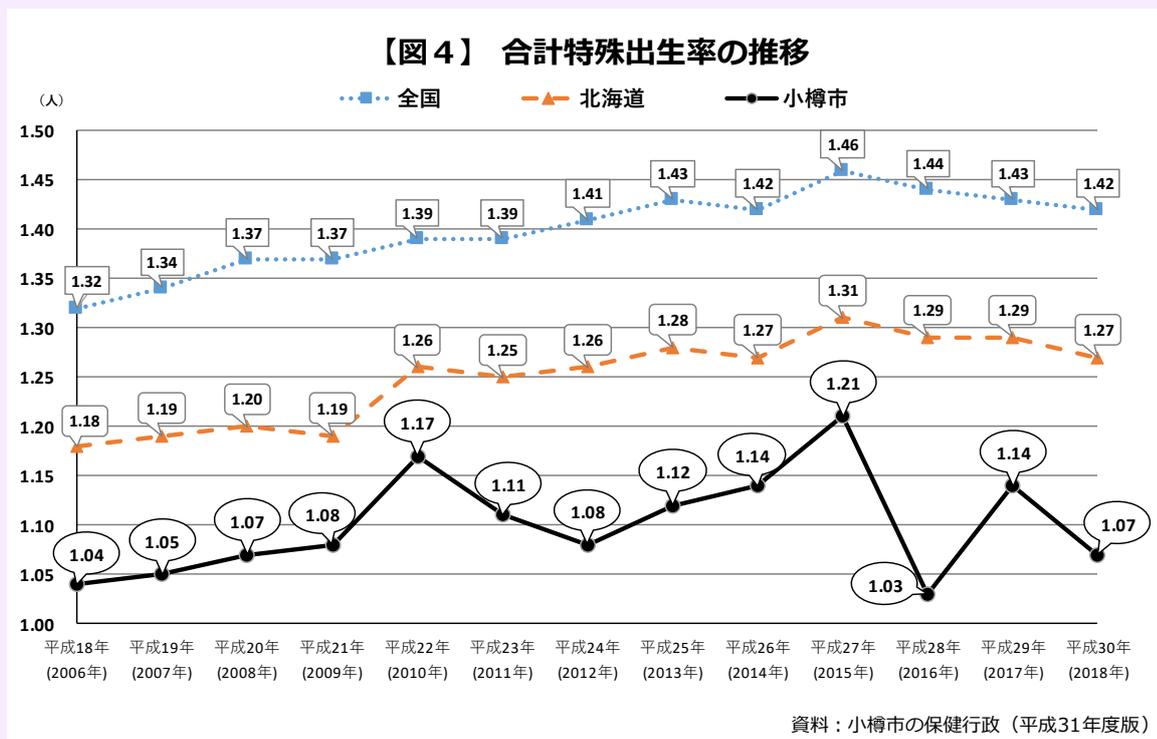


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



②合計特殊出生率※・出生数

小樽市の合計特殊出生率※は全国平均や北海道平均と比べても低く、平成 27 年には 1.21 人でしたが、平成 30 年には 1.07 人まで低下しています。【図 4】
出生数は減少傾向で、令和元年度では 450 人となっています。【図 5】



(2) 支援を必要とする人の状況

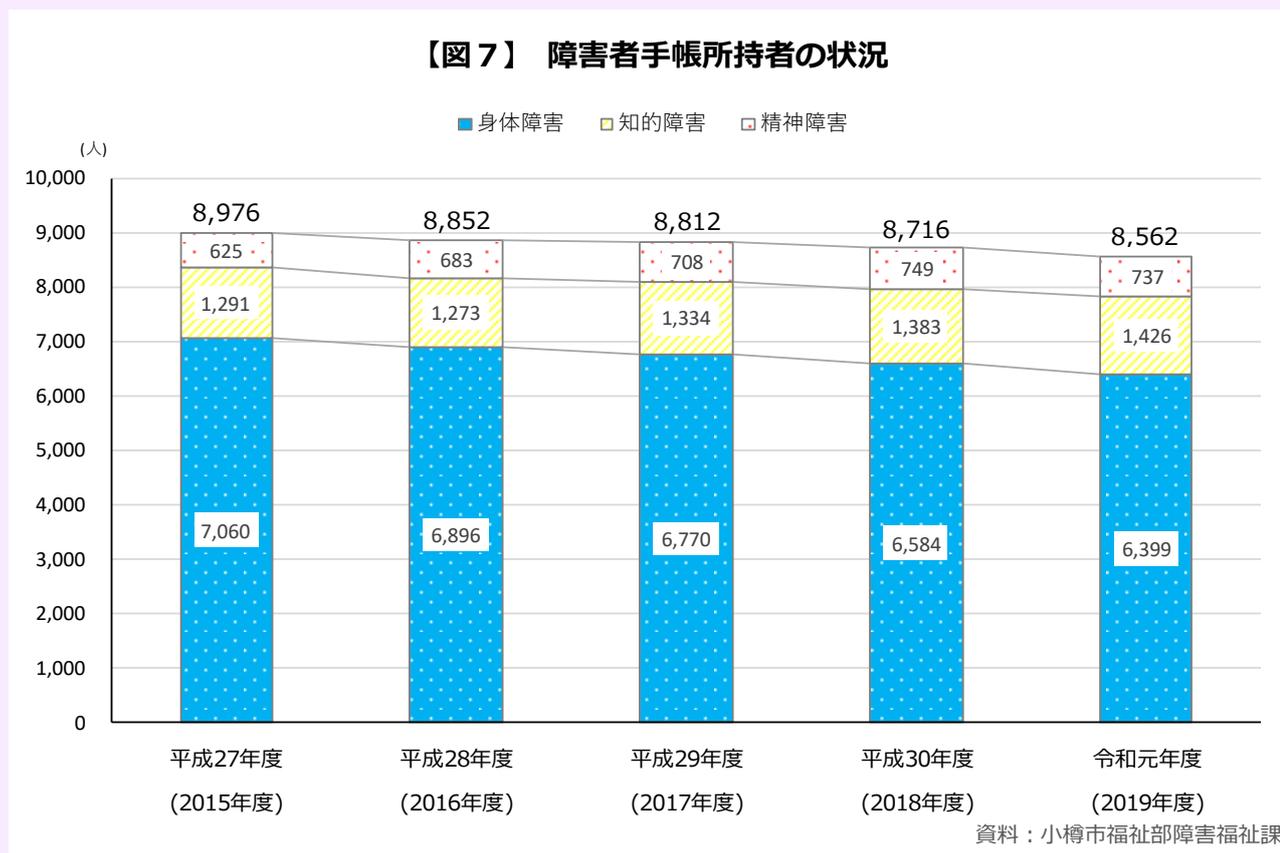
① 要介護認定者の状況

高齢化の進行に伴い、支援や介護を必要とする方は増加傾向にあります。65歳以上の第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合（認定率）も増加傾向にあり、令和元年度では24.7%となっています。【図6】



② 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者（知的障害）及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。【図 7】



③ 生活困窮者などの状況

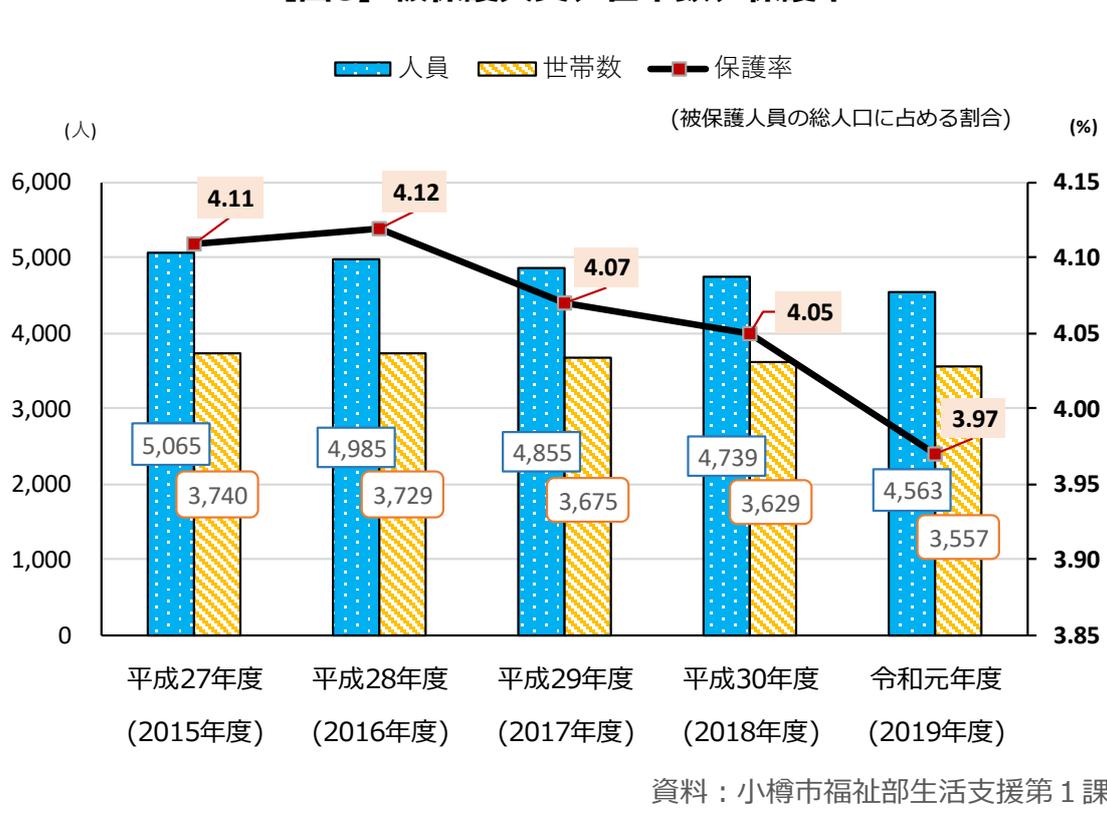
令和元年度末で生活保護を受給している人員は4,563人、世帯数は3,557世帯となっています。被保護人員、世帯数ともに減少傾向にあります。【図8】

生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活にお困りの方の相談窓口として、平成27年度に小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を開設しており、新規相談受付件数については、令和元年度は227件となっています。

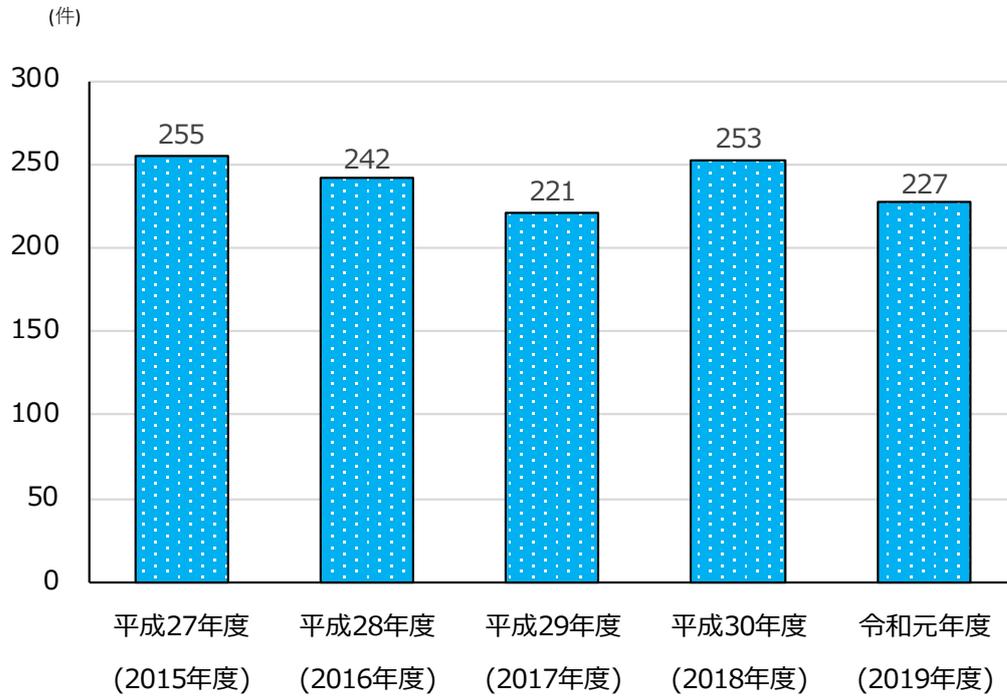
なお、相談内容については、例年「収入・生活費」や「就労」に関する相談が多くなっています。【図9】

生活福祉資金[※]等貸付件数において、平成27年度のたるさぼ開設に併せて小樽市社会福祉協議会が生活困窮者自立支援資金貸付事業を開始しましたが、毎年一定程度の利用があり、生活困窮者の自立支援に寄与しているものと思われます。【図10】

【図8】 被保護人員、世帯数、保護率

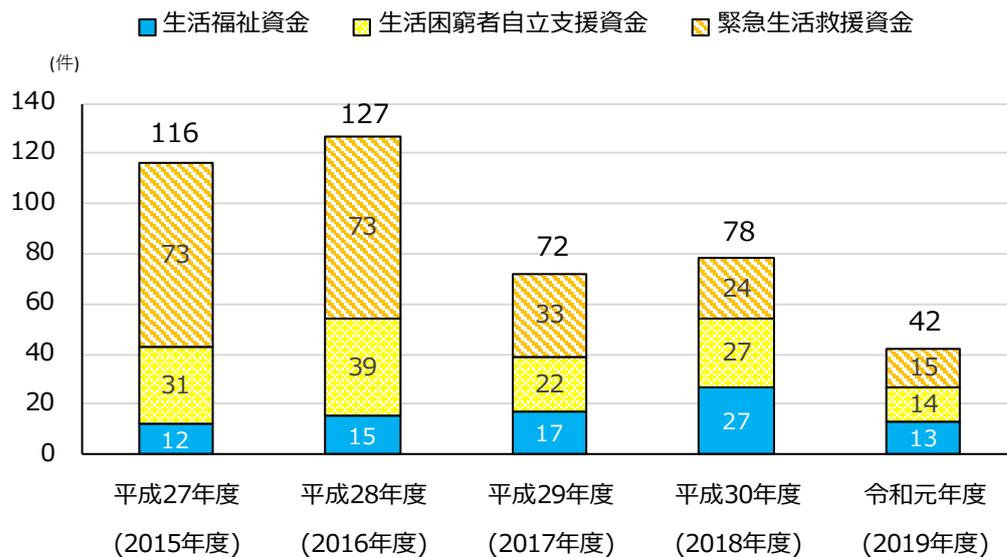


【図9】 たるさぼの新規相談受付件数



資料：小樽市福祉部生活サポートセンター

【図10】 生活福祉資金貸付等件数



資料：小樽市社会福祉協議会



④ 権利擁護などの状況

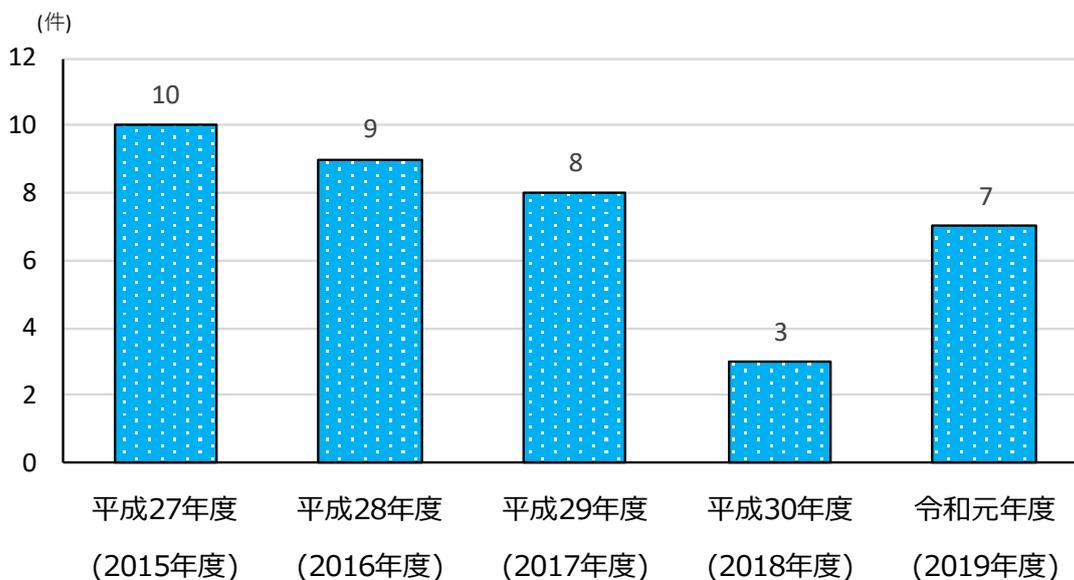
成年後見制度における市長申立件数については、過去5年間で見ると増加傾向にはありませんが、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、必要な方が適切に制度を利用できるような体制づくりと制度の周知が必要です。【図11】

また、小樽市社会福祉協議会では、権利擁護を目的とした事業として、「日常生活自立支援事業[※]」や「あんしんサービス事業[※]」を実施しています。令和元年度における両事業の利用件数については、「日常生活自立支援事業」は14件、「あんしんサービス事業」は12件となっています。【図12】

高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の件数の推移については、はっきりとした傾向は読み取れませんが、これらの虐待は問題が複雑化・多様化しているため早期に発見し対応できるような体制を構築しておく必要があります。

なお、児童虐待の件数が平成29年度より増加した要因としては、通報や相談について警察と児童相談所の情報共有などの連携が図られるようになったことや、市民理解が進み通報が増えたことなどが挙げられます。【図13】

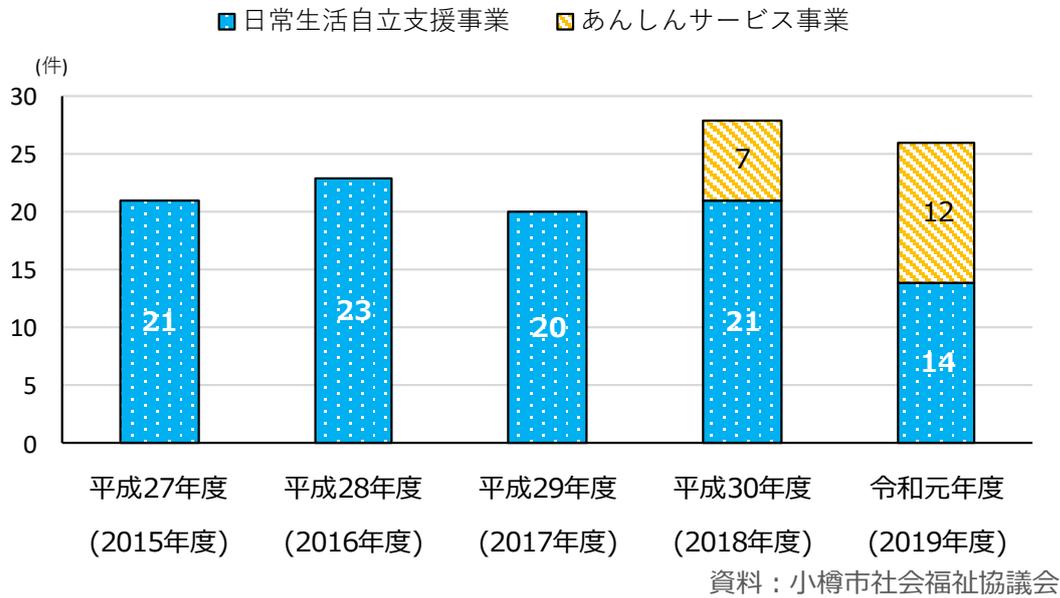
【図11】 成年後見制度市長申立件数



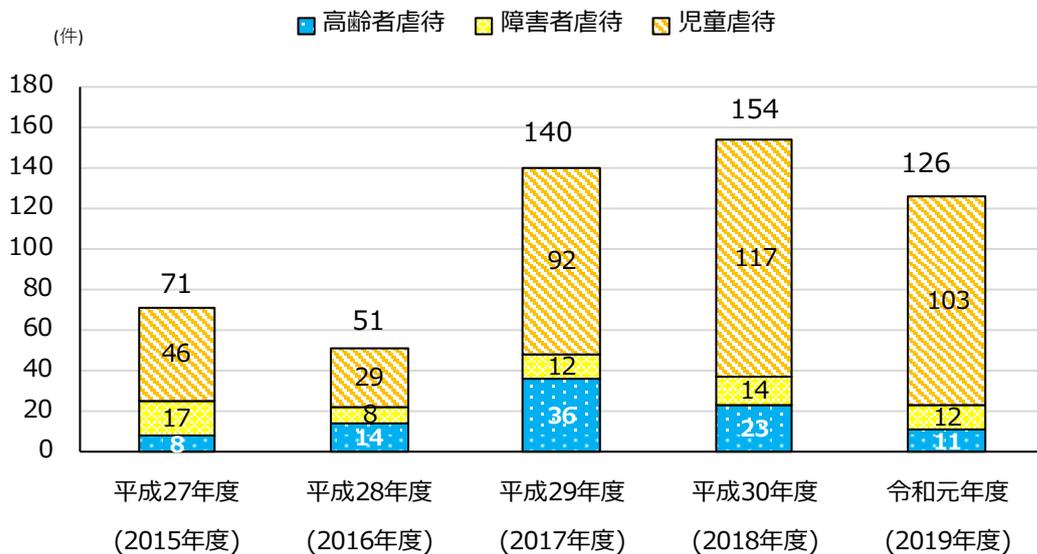
資料：小樽市福祉部相談室



【図12】日常生活自立支援事業等件数



【図13】高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の件数
(虐待疑いを含む)



資料：小樽市医療保険部介護保険課

小樽市福祉部障害福祉課

小樽市福祉部子育て支援室こども福祉課



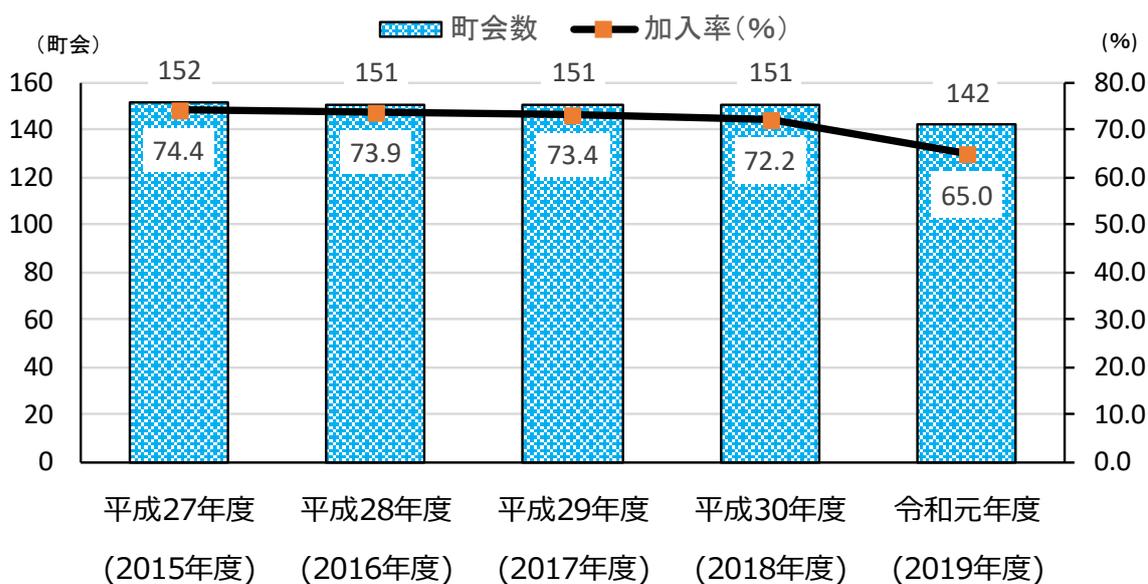
(3) 地域団体などの状況

① 町内会の加入率

しあわせな地域づくりワークショップ等では町内会活動の継続を危ぶむ声が多く聞かれました。地域住民同士のつながりが希薄化しており、町内会加入率は全国的に減少傾向となっています。小樽市においても町内会加入率は年々低下し、令和元年度では65.0%となっています。

なお、町内会加入率は、本市住民基本台帳の全登録世帯数（毎年7月現在）に占める、小樽市総連合町会加盟の町内会に加入する世帯の割合です。【図14】

【図14】 町内会の加入率



資料：小樽市総連合町会

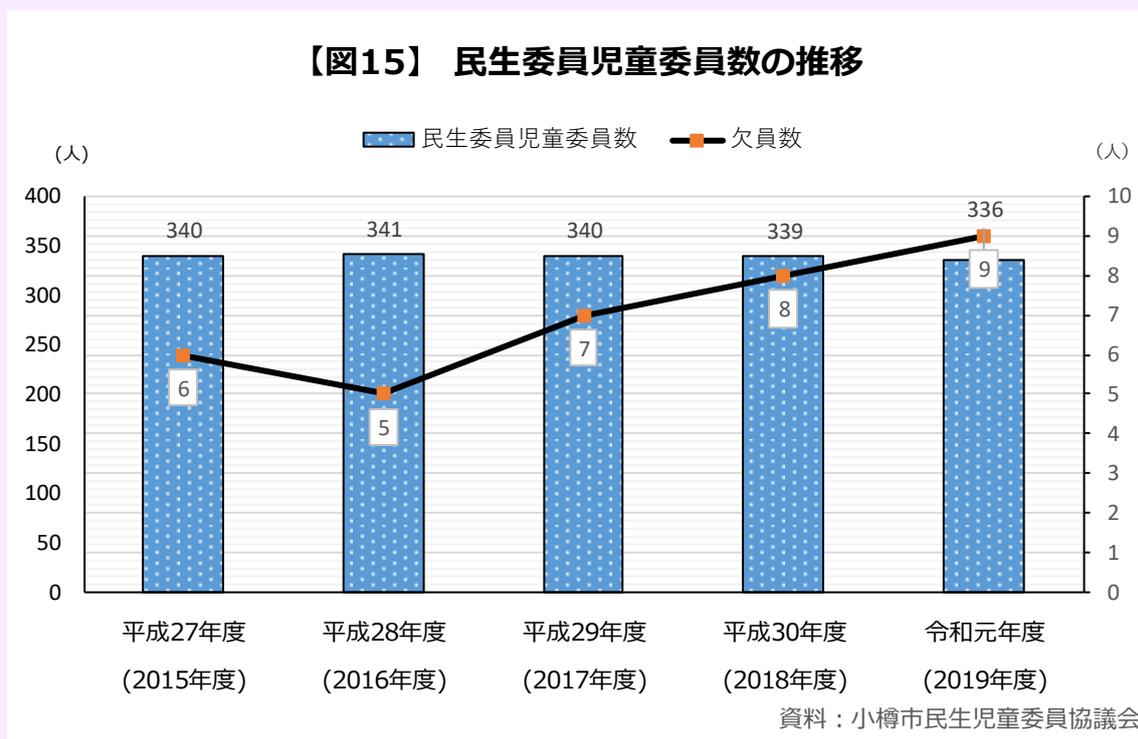


② 民生委員児童委員数の推移

民生委員児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

令和元年度においては 337 人の民生委員児童委員が活動していますが、10 人が欠員となっています。

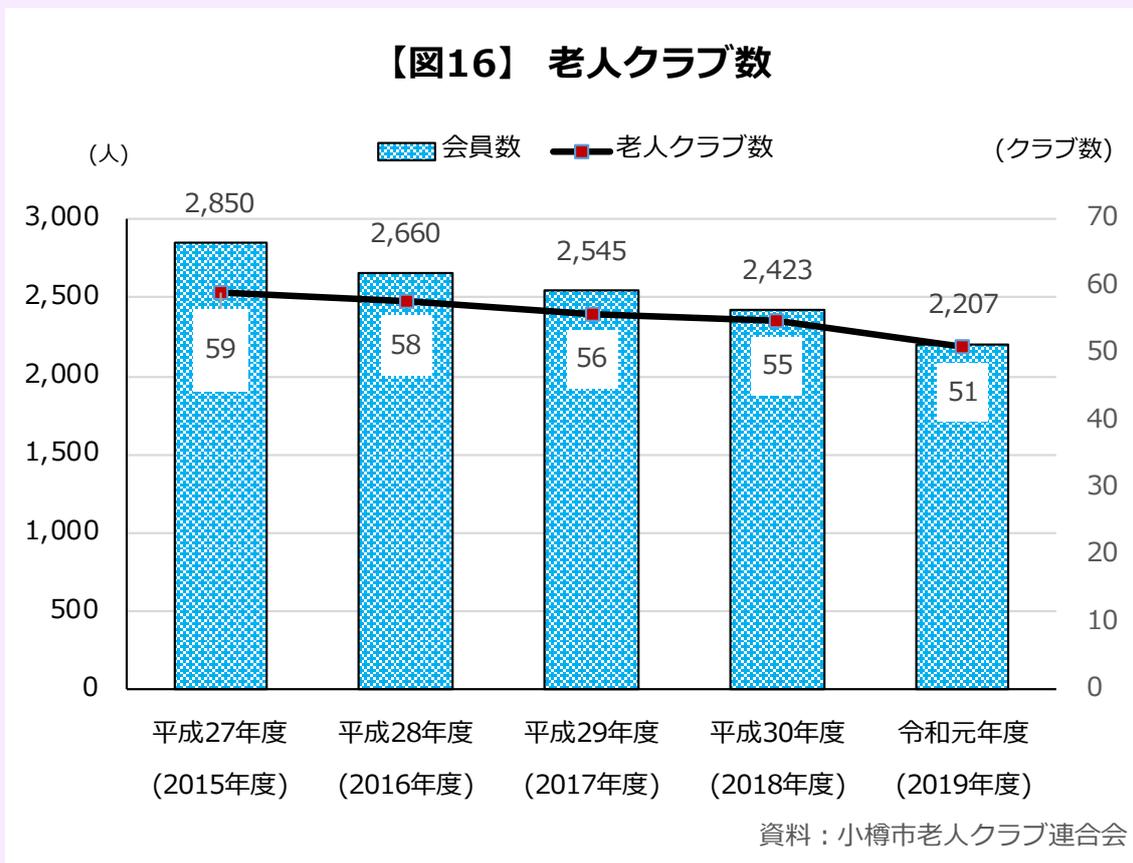
なお、欠員の原因としては、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴う業務量の増加や対象者の抱える課題の複雑化・多様化に伴う業務の困難化などにより、相談業務の負担が増していることなどが挙げられます。【図 15】



③ 老人クラブ数

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、①地域高齢者の健康づくり・介護予防活動、②在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動、③安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動などに取り組んでいます。老人クラブの会員数及び老人クラブ数はいずれも減少傾向にあります。

なお、老人クラブの会員数が減少している理由としては、就労者の増加、老人クラブ以外の活動への参加、老人クラブの活動内容を知らないことなどが挙げられます。【図16】

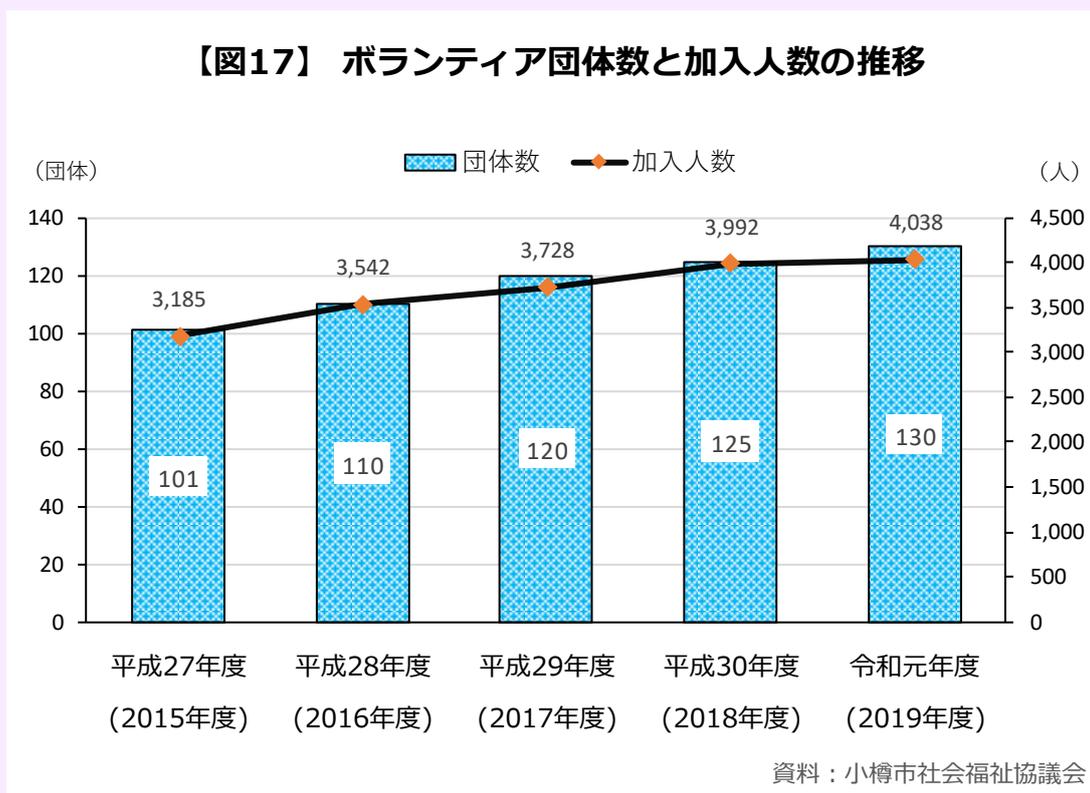


④ ボランティアの登録状況

小樽市においては、社会福祉協議会内に「小樽市ボランティア・市民活動センター」を設置し、ボランティア活動の推進に努めています。

過去5年間のボランティア団体数と加入人数の推移を見ると、いずれも増加傾向となっています。

なお、小樽市ボランティア・市民活動センターへ登録している団体の活動につきましては、高齢者対象福祉、障がい児・者対象福祉、子ども・青少年対象福祉、地域社会・まちづくり、演芸・音楽披露、自然・環境、文化・芸術・観光、国際交流・協力、防災・安全、災害支援、スポーツ・レクリエーション、子育て支援、医療・保健、人権・平和、除雪、寄贈・寄附、その他に分類されています。【図17】



2 アンケート調査から見た小樽市の現状

本計画を策定するに当たり、地域福祉に対する市民の意識などについて基礎データを得ることを目的として、18歳以上の市民（無作為抽出）2,000名を対象に郵送方式で「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」を令和元年9月に実施しました。当該アンケート調査から見た本市の現状について整理します。

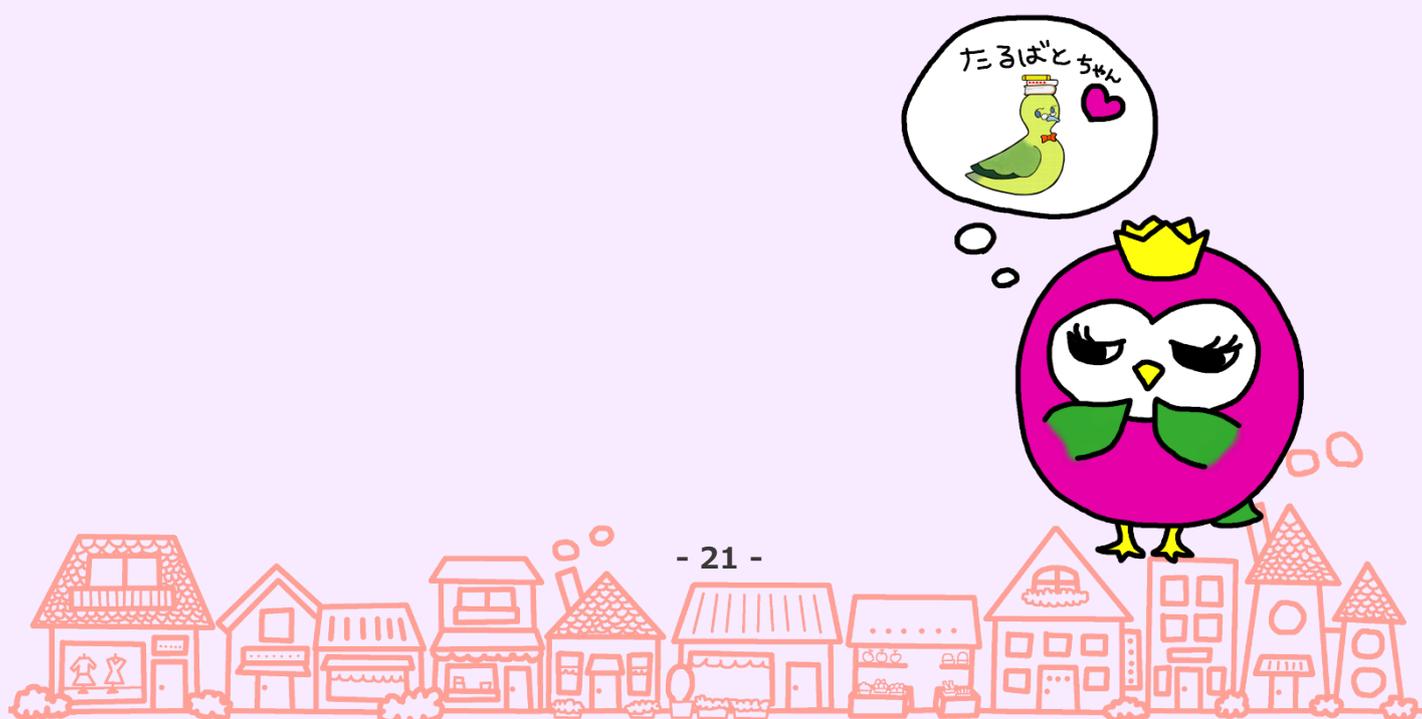
（1）地域での支え合いの状況

地域での支え合いについては、「必要である」との回答が多く、約7割を占めています。【図18】

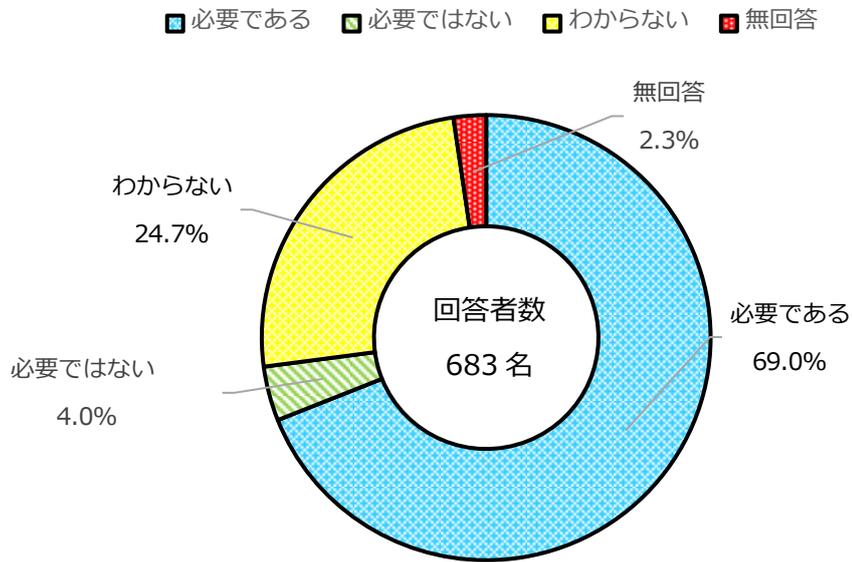
また、地域での支え合いに必要なことについては、「気軽に集まれる場所づくり」が53.3%で最も多く、「参加のきっかけを作ってくれる人の存在」が48.4%で次いでいます。【図19】

ご近所付き合いの程度については、「会えばあいさつをする程度」が41.6%で最も多く、「会えば立ち話をする程度」が29.6%で次いでいます。【図20】

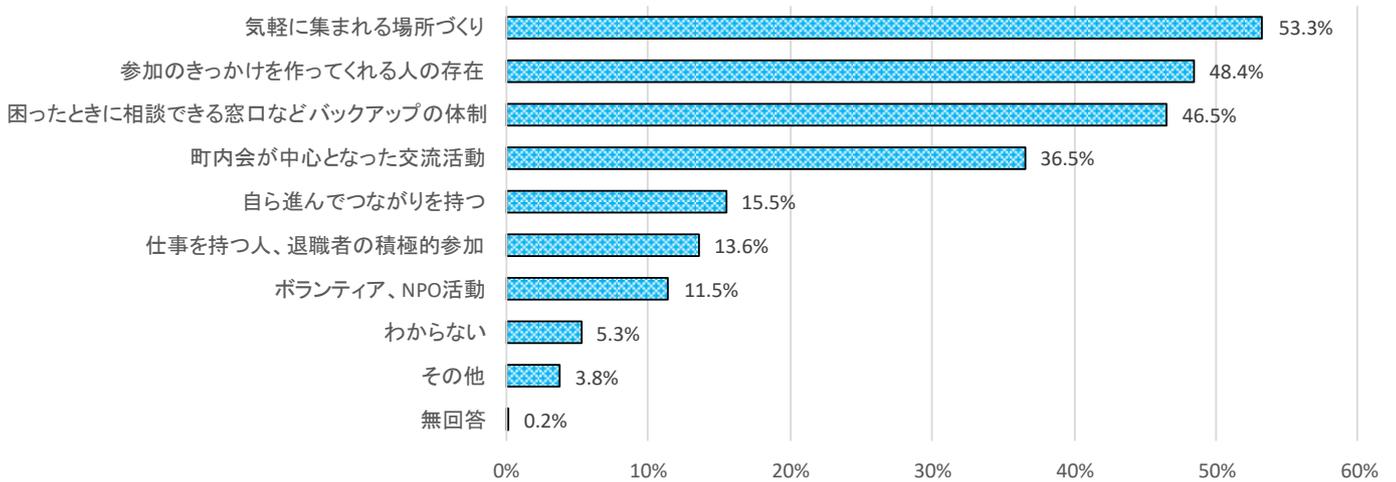
近所の方を手助けできることについては、「安否を確認する、声掛け」が61.5%で最も多く、「話し相手になる」が32.4%で次いでいます。一方で、近所の方から手助けを受けたいと思うことについては、「災害時の避難支援や声掛け」が28.3%で最も多くなっています。【図21】



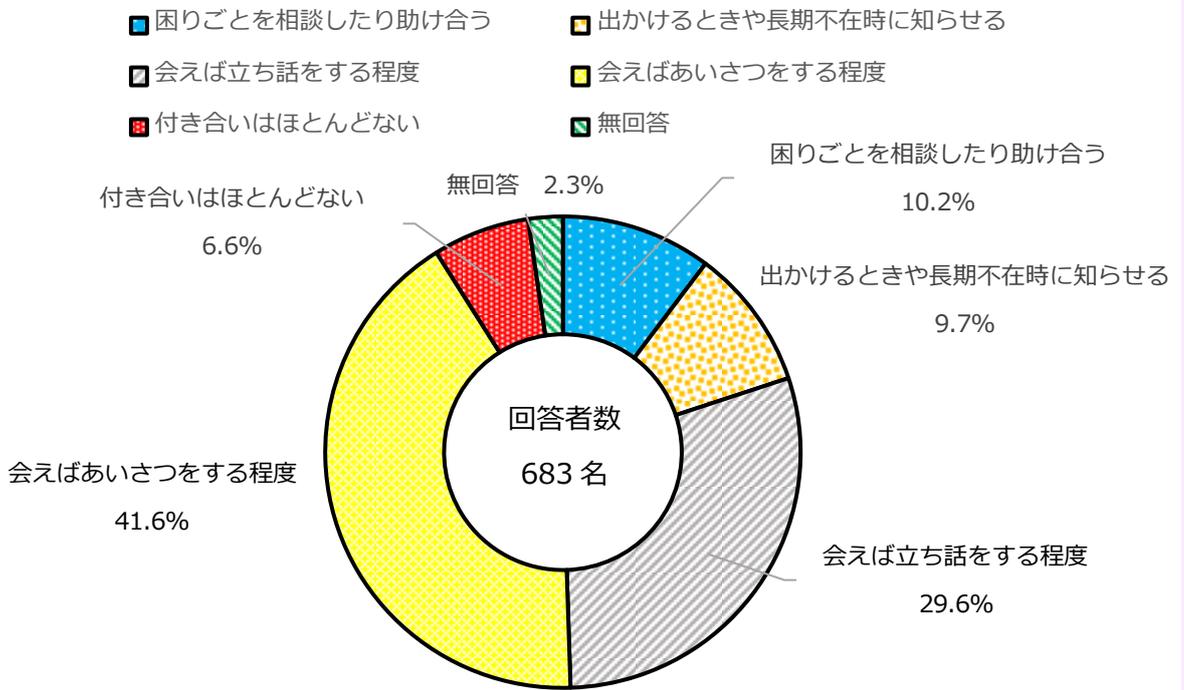
【図18】 地域での支え合いの必要性（単一回答）



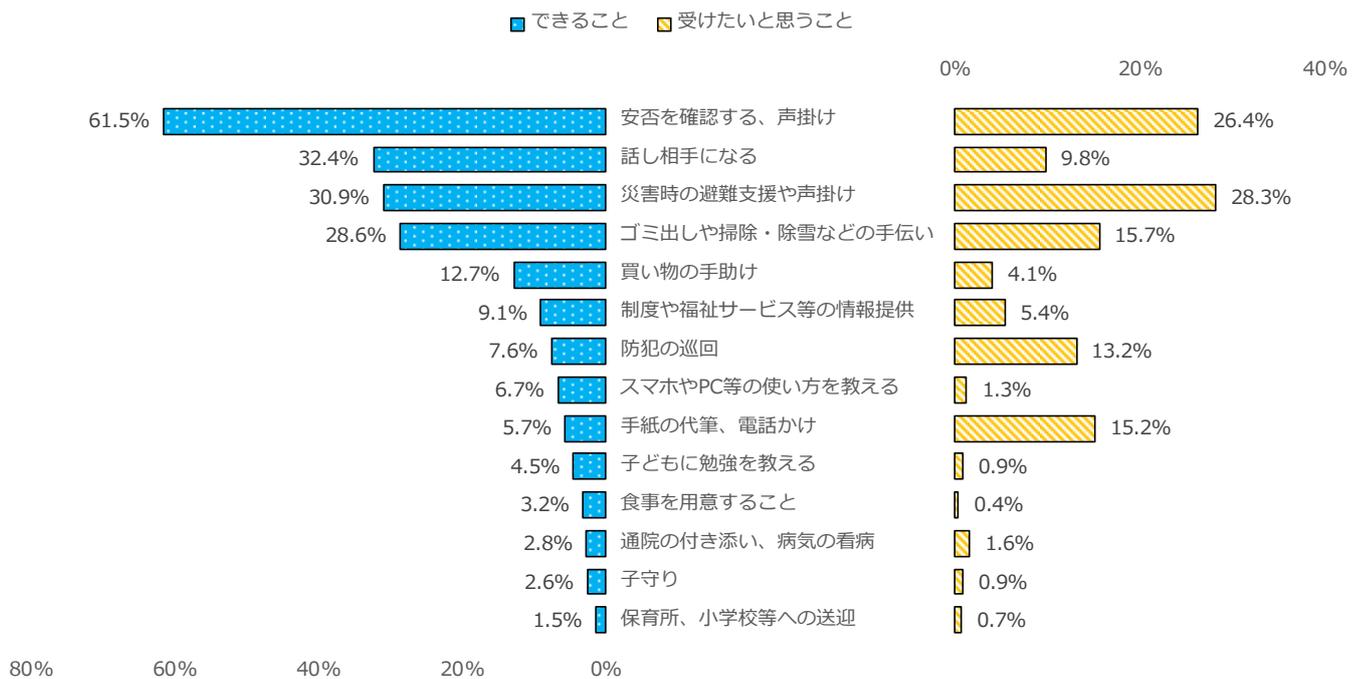
【図19】 支え合いに必要なこと（複数回答）



【図20】 ご近所付き合いの程度（単一回答）



【図21】 「手助けできること」と「手助けを受けたいと思うこと」

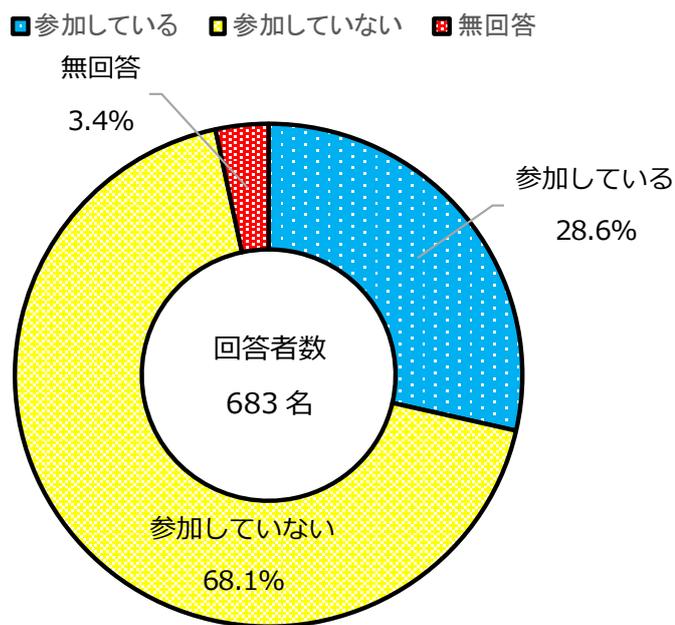


(2) 地域活動への参加状況

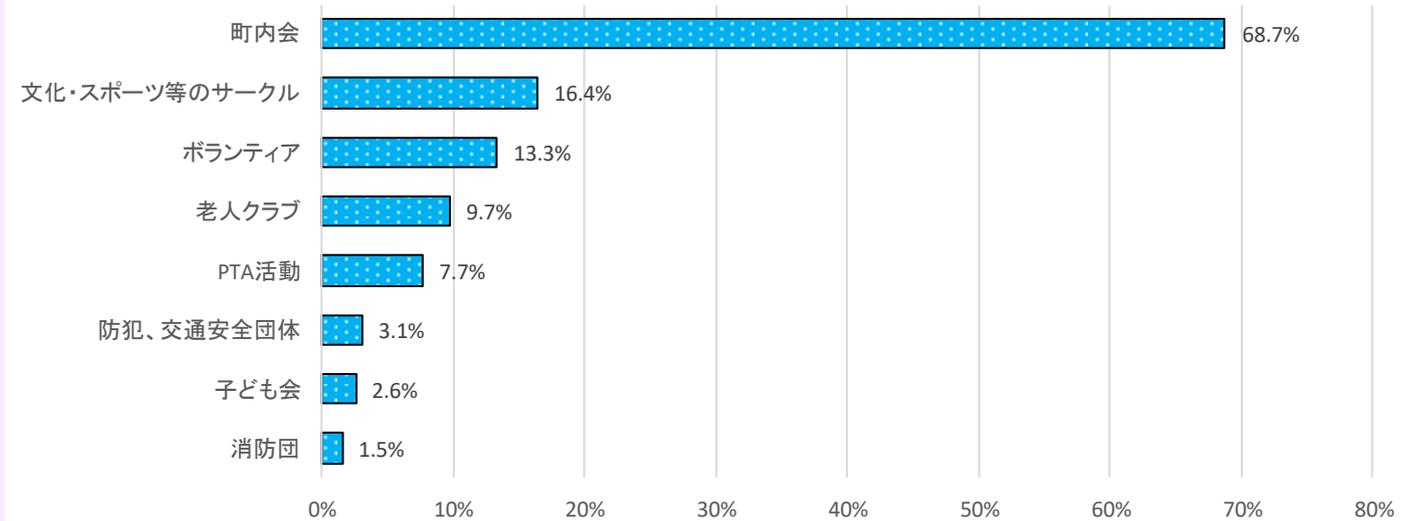
地域のコミュニティの中で住民が主体的に行う活動である地域活動への参加の有無については、「参加している」は28.6%となっており【図22】、参加している方の活動内容としては、「町内会」が68.7%と最も多く、「文化・スポーツ等のサークル」が16.4%で次いでいます。【図23】

また、地域活動へ参加しやすくするために大切なことについては、「気軽に参加しやすい雰囲気のある活動があること」が58.7%で最も多く、「活動に関する広報や情報提供があること」が44.2%で次いでいます。【図24】

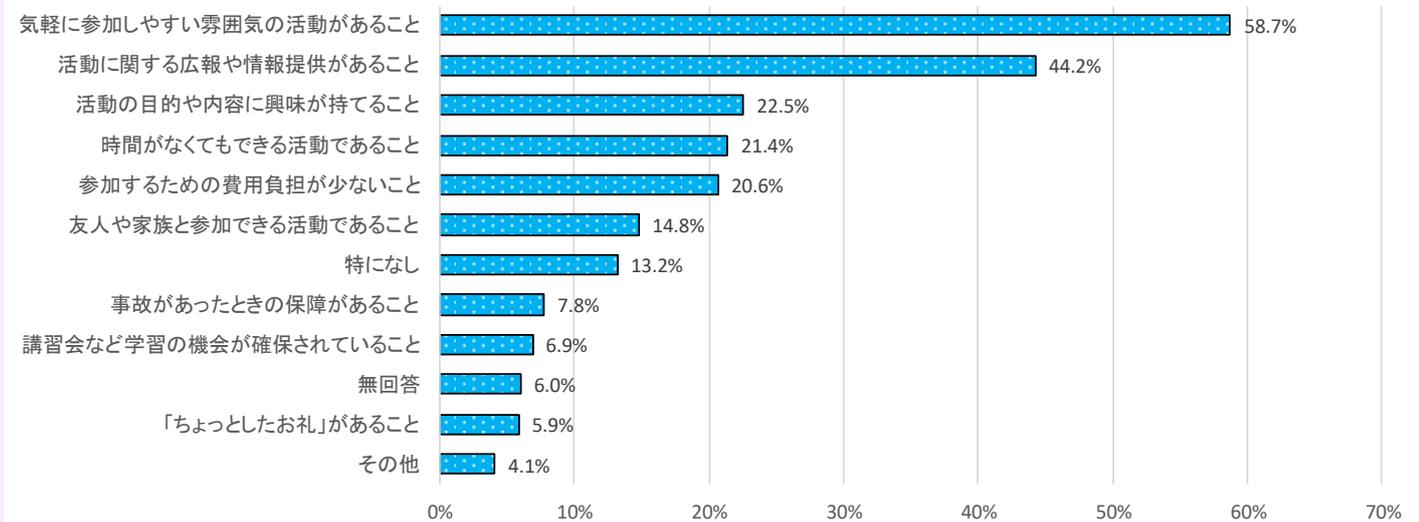
【図22】 地域活動への参加（単一回答）



【図23】 活動内容（複数回答）



【図24】 地域活動へ参加しやすくするために大切なこと（複数回答）

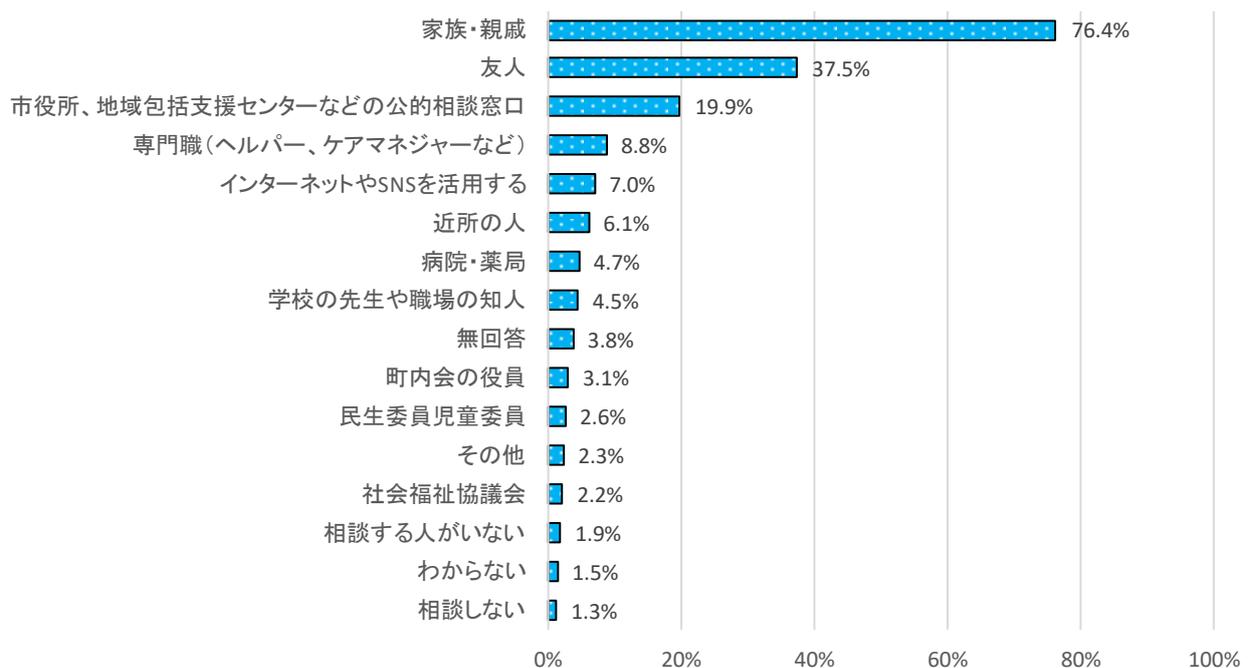


(3) 困りごとを解決するための相談について

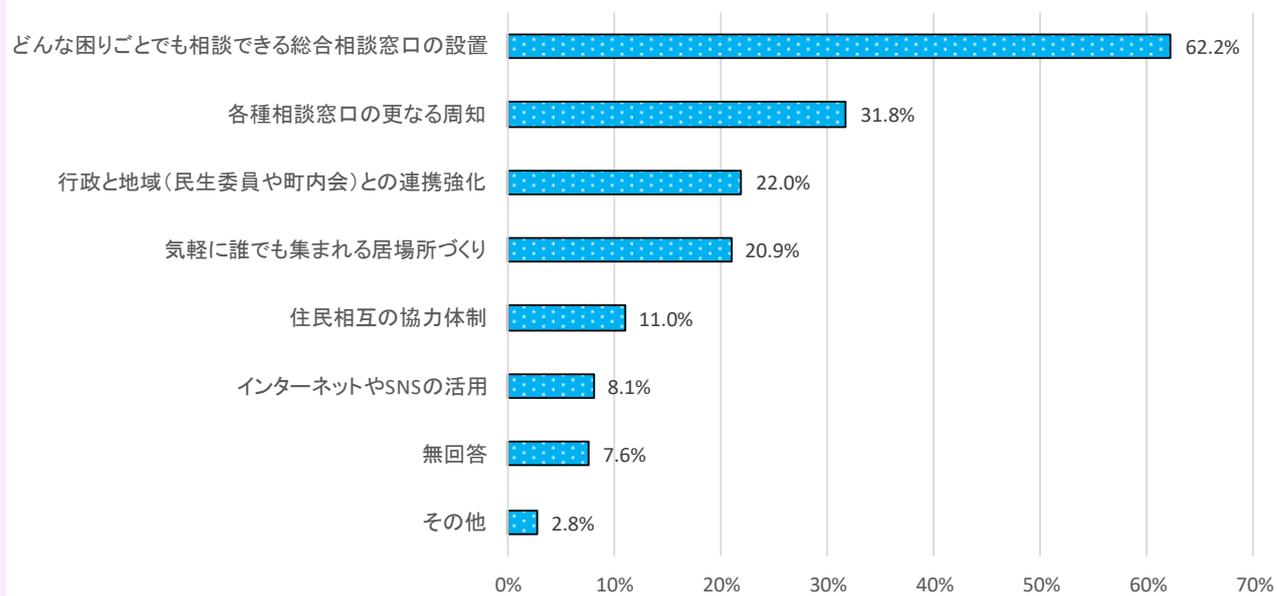
困ったときに相談したい人や場所については、「家族・親戚」が76.4%で最も多く、「友人」が37.5%で次いでいます。少数ではありますが、「相談する人がいない」との回答も見られます。【図25】

困ったときに相談しやすい環境づくりについては、「どんな困りごとでも相談できる総合相談窓口の設置」が62.2%で最も多く、「各種相談窓口の更なる周知」が31.8%で次いでいます。【図26】

【図25】 相談したい人や場所（複数回答）



【図26】 困った時に相談しやすい環境づくり（複数回答）



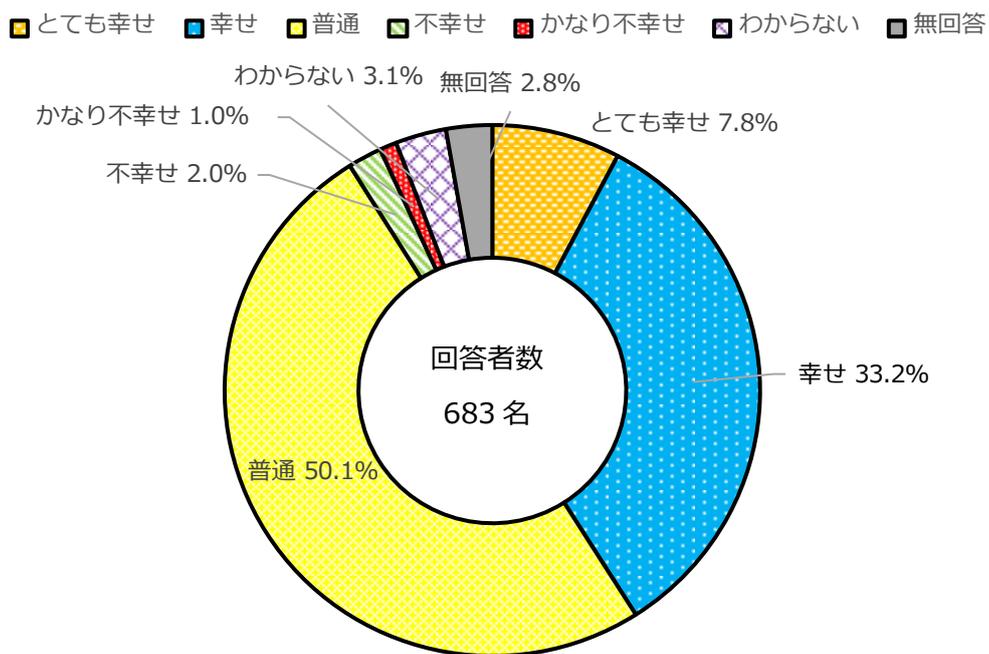
(4) しあわせな地域づくり

現在お住まいの地域で暮らしてどのくらい幸せかについては、「普通」が50.1%で最も多くなっています。【図 27】

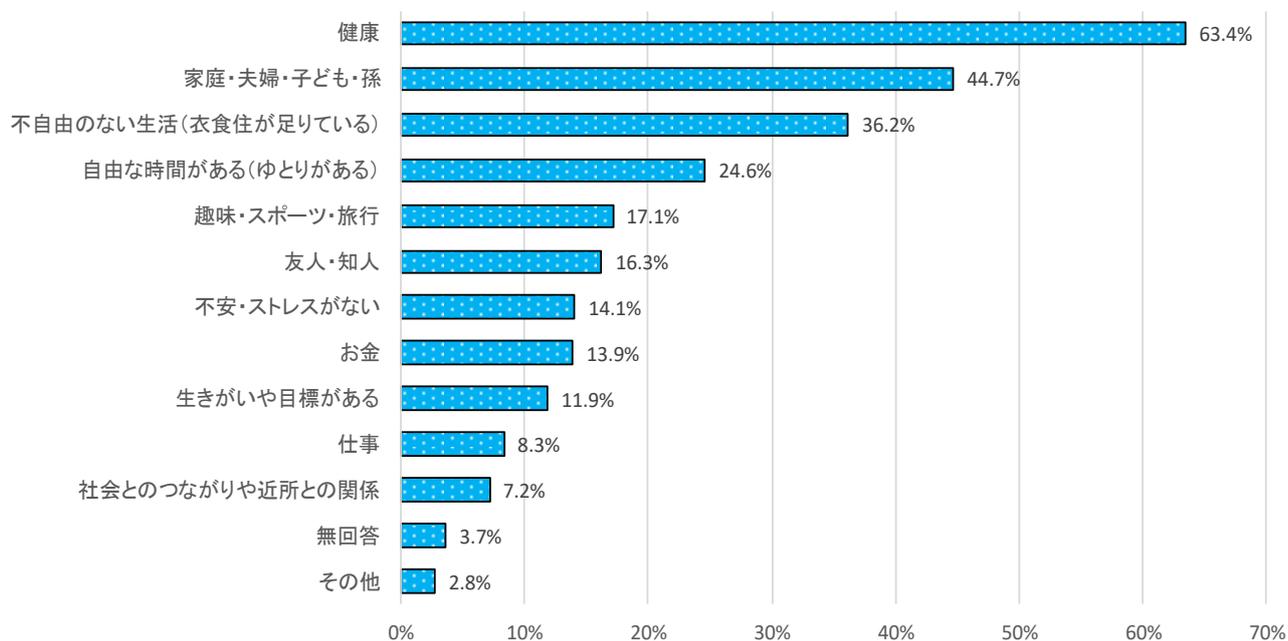
幸せを感じる要因については、「健康」が63.4%で最も多く、「家庭・夫婦・子ども・孫」が44.7%で次いでいます。【図 28】

どのような地域が望ましいかについては、「交通の利便性の充実や身近な地域で買い物が可能など暮らしやすさが向上した地域」が54.3%で最も多く、「防犯、防災体制の充実した地域」が32.9%で次いでいます。【図 29】

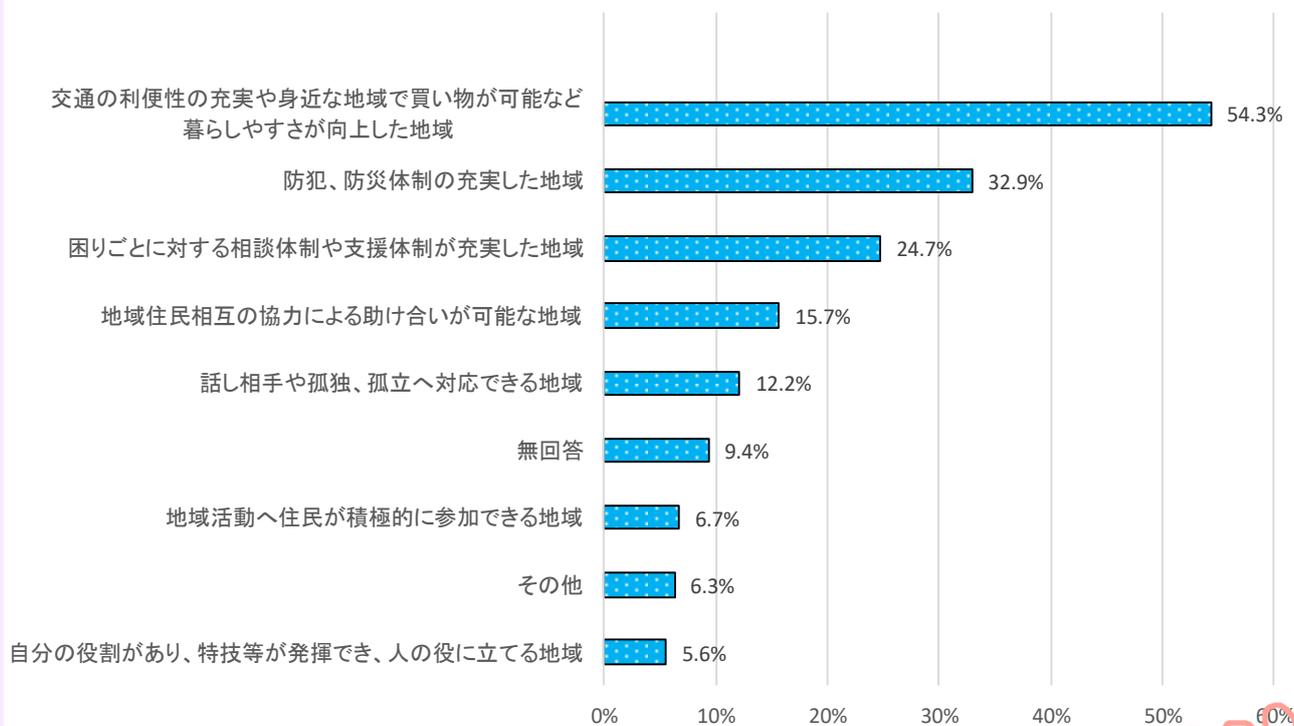
【図27】 現在の幸福度（単一回答）



【図28】 幸福度を感じる要因（複数回答）



【図29】 どのような地域が望ましいか（複数回答）

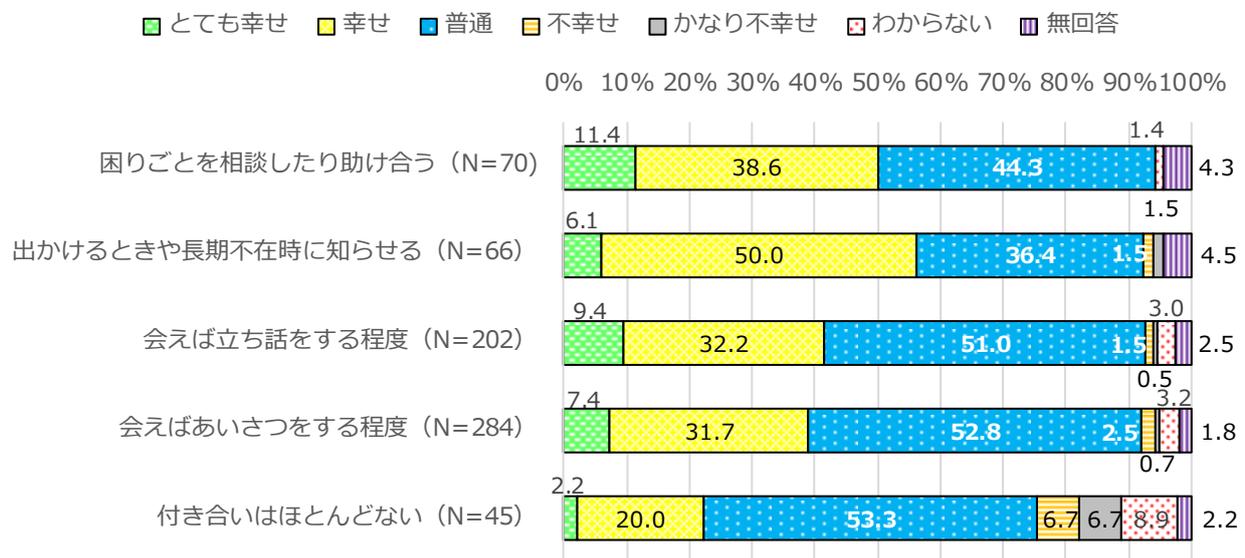


※「幸福度」と「地域との関わり」との関係性について

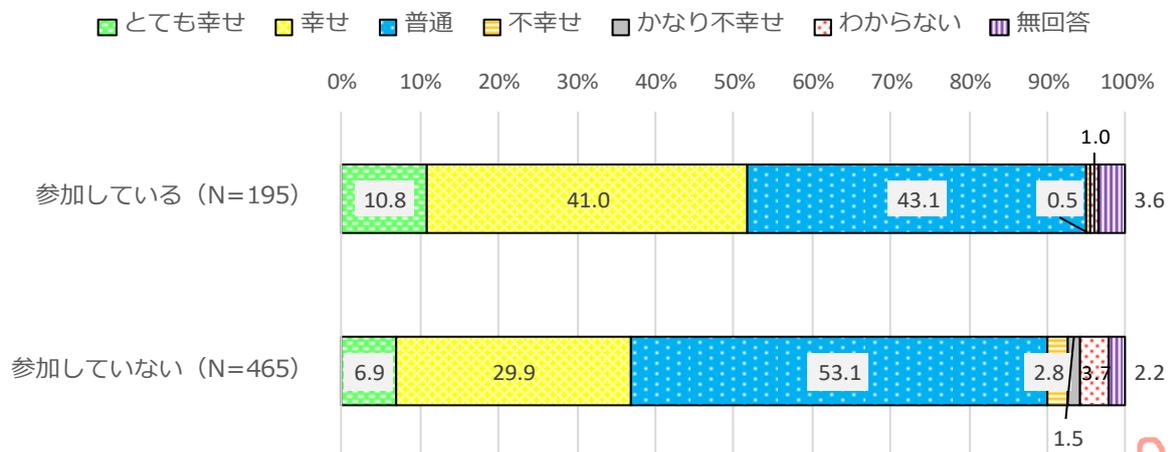
近所との付き合いがあり、かつ、付き合いの程度が深くなると「とても幸せ」「幸せ」と回答する割合が多くなっています。【図 30】

また、地域活動へ参加している方のうち、51.8%が「とても幸せ」「幸せ」と回答しており、地域活動へ参加している方は、参加していない方に比べると、「幸福度」が高い傾向にあります。【図 31】

【図30】 「幸福度」と「ご近所付き合いの程度」との関係



【図31】 「幸福度」と「地域活動への参加の有無」との関係

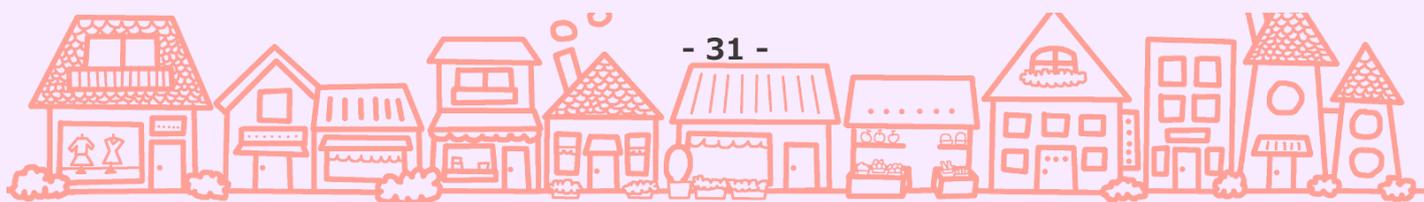


3 ワークショップから見た小樽市の現状

地域生活課題やその解決法などについて、参加者同士が主体的に話し合うことで今後の地域住民同士の支え合いのきっかけづくりとなることを目的に、テーマ別、地域別に「しあわせな地域づくりワークショップ」をオンライン方式により令和2年7月から8月まで計8回実施しました。そこで出された課題や意見は以下のとおりです。

テーマ別ワークショップ【子ども・子育て】

- ・子どもがやりたいことを自主的に選べる環境ではないのでは？
- ・地域に様々な子どもがいること、子どものために様々な活動をしている大人がいることなどをひとりひとりが「知る」ことが大切。
- ・夜型の子育てサロンがあると共働き世帯には有難い。
- ・コロナ禍において、Zoom[※]サロンなどで保護者がつながる場があると良い。
- ・母子生活支援施設の役割として、育児支援や育児疲れの母子が短期入所し、母親のレスパイト[※]ができると良い。
- ・保健師の個別相談などのアウトリーチ[※]活動もオンラインでアプローチを。
- ・小樽市にも子育てのボランティアなど同じことを考えて活動している人たちはたくさんいるので、「情報の周知」が重要。
- ・携帯を利用する子どもも増え便利な世の中になったが逆に孤立や分断を生んでいるのではないか。子どもが本当に困ったときにはちゃんと目の前にいて話を聞ける存在が不可欠である。
- ・子どもに声を掛けるだけで不審者情報として流れてしまう。しかし、地域であいさつし合うところは自殺者が少ないとの統計もあるので、地域で子どもを見守る体制づくりが必要。



テーマ別ワークショップ【防災】

- ・防災教育の必要性を感じる。楽しく防災について学ぶことが大事。
- ・日頃からのご近所付き合いが災害時の支えになる。ご近所の方とも「顔の見える関係」を構築し、お互いに助け合える環境づくりが大切。
- ・日頃からの防災意識を持つ人を一人でも多くする。
- ・若者は Twitter、高齢者はテレビで情報を入手することが多いが、情報入手のためエリア限定でプッシュ通知を受けられるアプリなどがあると良い。
- ・東日本大震災の教訓からケアを必要としている人を判断できる人材確保が重要。医師会など関連団体と連携するための協定を締結したり、日頃から生の情報（体験談）などを知るための機会を創出し、避難所で核になる人の育成につなげる。
- ・災害時に福祉避難所を作れるのか？マンパワーが不足しているのでは？
- ・避難所を出た後の生活再建支援が重要である。



テーマ別ワークショップ【観光】

・市民と観光客が交流できる「場所」があれば良い！官民それから大学も含めてみんなで連携して「場所」を提供できれば良い。ここでは、市民と観光客が会話したり、食事したり、情報交換をしたりということが出来る。これらの交流を伴う観光は将来的には移住にもつながるかも！具体的にどこで行うかについては、市場や空き家などを有効活用し、観光メインではなく小樽の隠れた魅力が伝わるような場所が望ましい。

・若い世代がもっと小樽の観光に関わって変えていけないか？小樽観光のオンライン化が進んでおらず若者がサポートすると良い。具体的には、小樽商大の留学生と交流しながら海外の方も楽しめる小樽の観光マップを作っては？マップは紙や冊子ではなく、GoogleMap等を用いてデジタルなマップを作り、SNS[※]等で広めていきたい。

・観光客だけではなく市民も参加して交流できるナイトツアーを開催しては？

・SNS等を使い観光客の目を引くような情報発信をして、小樽商大を思い切って観光地に。学内に小樽観光に来た方をイベントに巻き込むサークルなどを作り活動してはどうか？また、大学で観光に関わった方々から体験談などを聴く機会を設けると、学生として関わりやすいのでは？

・市民にとって観光客が来たことによる恩恵は感じにくいので、わかりやすい目標値と結果が必要なのは？目標達成のためのアプローチは市民全体で考えることにより、皆が参加するという機運を高めることが重要で、市民それぞれが独自のフィールドで観光情報の発信者になれると良い。

・多くの市民が気軽に観光に関わるためには、SNS等での「発信」が重要。発信できる人は我が街をどんどん自慢すれば良いし、そこまでできない人は「いいね」を押したり共有するだけでも参加していることになる。あくまでそれぞれのフィールドでできることから始めていく。



テーマ別ワークショップ【相談窓口】

- ・市民側ももっと情報を得るための動きが必要な反面、まだまだどんな相談窓口があるかは知られていない。周知が足りていないので、紙媒体以外でも多様な方法でもっとわかりやすく周知を図っていくべきである。
- ・たらいまわしにせずワンストップで相談を受け止める総合相談窓口には、ソーシャルワークを理解し、幅広い知識や人脈などを生かし様々な機関につなげていけるようなコーディネートができる人材を配置すべき。
- ・相談は本人も含めてひとつのチームを作り上げていくことが大事。チーム全員が連携の意味をきちんと把握するべき。役割分担をして引き継いで終わりではなく、最後までチームとして終わりを一緒に見届ける体制を作れると良い。
- ・相談しやすさを考えると、「窓口」という形で体制を整えれば整えるほど市民からは相談しにくいもの、ハードルが上がるのでは？
- ・「ここに行ったら何とかなるよ」という窓口に加え、地域住民のボランティアや学生などによる自然な見守り、居場所づくりも必要。
- ・放課後児童クラブ等の学齢期の子どもが相談しやすいところに人を配置し、自ら子どもたちの課題を見つけに行くことができるとう良い。また、スクールソーシャルワーカー^{*}の配置が広がると学齢期のうちから困ったときに相談できるということを学ぶことができる。
- ・相談窓口は立地も大切。今の「たるさぼ」は正直入りづらく、人が集いやすいウイングベイや長崎屋などに設置できると良い。「相談窓口」となるとハードルが高いのでカフェのような雰囲気や井戸端会議の中から課題を見つけられるようなスタイルが大事。
- ・相談しやすい窓口が存在することで、相談の声が上がられない方も周囲の方からつなげてもらうことも可能。窓口のあり方として夜間・休日も対応可能で、SNSやメール等でも相談できる体制だと良い。
- ・相談者の情報を可能な範囲で関係機関と共有できると、相談者の負担が軽減されたり円滑な支援につながるのではないかな？
- ・相談支援体制の充実にあたっては、相談窓口を増設するよりも違う分野でもつながっていける仕組みを検討すべきで、相談窓口のネットワークづくりはお互いの守備範囲をまず知ることが大事。



・相談窓口について、高齢者への情報発信と若い世代への情報発信の仕方を変えても良いのでは？若い世代に対しては、インターネットにおいて、フローチャートなどを活用して相談したい内容によってある程度どこに相談へ行くべきか調べられる仕組みを構築すべき。

地区別ワークショップ【北西部】

- ・高齢の母が病院の送迎サービスを受けることができない。同じ市内で受けられるサービスに違いがあるのはおかしい。サービスを提供する働き手が増えたら良いのではないか。
- ・地域住民同士がもっと横のつながりを作っていくべきではないか。
- ・北西部はお店も減り買い物するのも大変である。障害者の就労支援として買い物代行などができないか。
- ・福祉施設等の送迎車が買い物等に行く地域の方々を乗せることができないか。
- ・アルバイトを希望する大学生に対して、ウーバーイーツのように欲しいものを頼んで買ってもらうようなことはできないか。
- ・大学生のボランティア活動が街中での買い物や雪かきといった諸問題とマッチングできれば学生たちが小樽の問題を解決できる。

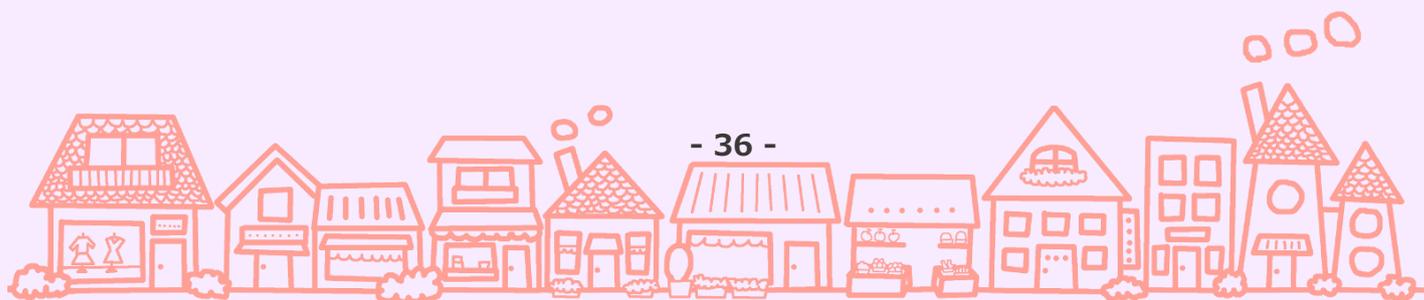
地区別ワークショップ【中部】

- ・町内会の存続が危うい様子。運営する方たちの高齢化が進んでおり若い世代とのつながりがいいことから、モデル町会を選定し大学生などの若者が関わる形を少しずつ模索してはどうか？
- ・高齢者を支える担い手として、若い世代がどのように地域づくりに関わるかが重要であるが、そもそも若い世代は身近な組織である町内会に関わっていない。町内会と若い世代のつながりを作るために「電子町内会」の仕組みを導入してはどうか？
- ・地域の結びつきが希薄であるため、地域コミュニティの拠点として廃校を活用できると良い。コワーキングスペースや企業のテレワークにも活用してもらうのはどうか？



地区別ワークショップ【南部】

- ・若い世代が町内会との関わりが薄い。町内会がどんな活動をしているかが伝わりにくいので、若い人に広報づくりを手伝ってもらったり、SNS で発信するなど広報に力を入れるべき。
- ・町内会館の DIY に参加する人を募集して、カフェスペース、本が読めるスペース、Wi-fi 完備、日曜日無料開放など若者からアイデアを募ってはどうか？会館の利用をきっかけに町内会活動に興味を持つ人を増やしていくと、今後の町内会運営の担い手の確保にもつながるのでは？
- ・公園が雪捨て場で立入禁止であり、子どもにとって冬場の遊び場の確保が課題である。雪捨て場としては小さい公園を遊べるように開放できると良いが安全面から管理する人材が必要。高校生・大学生など楽しく遊べるアイデアを持った若者のボランティアに担っていただけると良い。
- ・高齢者宅の除雪は、降雪量によっては福祉除雪サービスのボランティア等では対応しきれないことがある。例えば、隣近所の家を1回500円で除雪するなど除雪機を持っている方に有償ボランティアをお願いできると良い。また、ボランティア参加者のメリットとして、ポイント制、チケット制などが導入できないか？
- ・町内会に若者がどう関わるかが課題ではあるが、町内会という枠組みを取っ払って若者が集まってイベントを行った方が良いのではないか？むしろ新しい組織を作って、若者たちがやって良かったと思えることをする方が良い。そういった活動についてバックアップの役割を担う市民活動センターの周知が足りていないので、イベント等を開催して様々な市民が関わりながら周知を進めていくと良い。



地区別ワークショップ【東南部】

- ・地域づくりにあたっては、その地域に住んでいる人に加えて、この地域に関わりたいと思う人、ファンを増やすことが大切。そのために誰でも参加できる地域のイベント等の取組が必要。
- ・地域の方がつながるための居場所が必要。空き家などの民家を安く借りることができないか。居場所づくりについては、地域の方がつながるためのコーディネートは小樽市社会福祉協議会が担い、行政からは居場所開設にあたっての一部資金援助が得られると良い。
- ・町内会を継続していくのは難しいのでは？若い世代は町内会費を払うメリットがわからず、町内会単位とは別にみんなが参加できる場を設けてはどうか？高齢者、若者それぞれの得意分野をお互いに伝え合うような世代を超えてつながる場を設けて長く長く続けていくことが大事。
- ・地域住民同士の支え合いや交流をどう進めるかが課題。ぷらっと立ち寄れて世間話ができるような居酒屋のような拠点が地域にあると良い。その中で色々な人たちが交流を通して関わりを持つことで支え合いが進むのではないかな？
- ・多世代で畑などをやってみては？若い世代を引き込むには SNS などを活用して楽しさを伝えることが必要。若者の目に届くような情報発信を！



4 これまでの地域福祉の取組

小樽市及び小樽市社会福祉協議会におけるこれまでの取組の概括は次のとおりです。

(1) 小樽市における取組

小樽市では、第7次小樽市総合計画基本計画まちづくり6つのテーマ『2-1 地域福祉』に基づき、地域福祉の取組を進めてきました。

施策の内容	住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進
主な取組	○市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援 ○成年後見制度など権利擁護の推進、普及のための適切な情報発信と市民後見人を養成する取組

施策の内容	多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築
主な取組	○福祉、医療、介護などの複合的課題に対応可能な総合相談窓口の設置 ○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討 ○地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進 ○生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの充実

施策の内容	支援が必要な方が外出しやすい環境づくり
主な取組	○高齢、障がい者等、支援を必要とする人が、安心、快適な生活ができるような心のバリアフリーの推進 ○バリアフリーマップの整備・周知による情報提供 ○公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進



(2) 小樽市社会福祉協議会における取組

小樽市社会福祉協議会では、福祉のまちづくりを目指して、小樽市、福祉サービス提供者、ボランティア団体、NPOなど地域内の団体や地域住民等と連携し、地域福祉活動を進めてきました。

施策の内容	地域の方々が、支え合い、助け合い、協働でつくる地域福祉
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワーク活動の推進 ○成年後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんサービス事業など地域福祉権利擁護事業の推進 ○ボランティアの啓発、育成、普及などボランティア・市民活動事業の推進 ○独居高齢者等給食サービス事業（小樽市受託事業）、福祉除雪サービス事業など在宅サービス事業の推進

施策の内容	高齢者及び障がい者のQOLの向上
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーター事業（小樽市受託事業）の実施 ○訪問介護事業の実施 ○居宅介護支援事業の実施 ○通所介護事業の実施 ○地域包括支援事業（小樽市受託事業）の実施 ○視覚障がい者等への情報提供事業の実施

施策の内容	生活困窮者の自立に向けた支援
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業（小樽市受託事業）の実施 ○生活困窮者自立支援貸付事業の実施 ○生活困窮者物資支援事業の実施 ○緊急生活救援資金貸付事業の実施 ○生活福祉資金貸付事業の実施



施策の内容	指定管理制度による公共施設の管理
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小樽市総合福祉センター（老人福祉センター、点字図書館、母子・父子福祉センター、とみおか児童館）の管理運営（小樽市受託事業） ○小樽市塩谷児童センターの管理運営（小樽市受託事業） ○小樽市いなきた児童館の管理運営（小樽市受託事業）

施策の内容	関係団体等との連携
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小樽ボランティア会議との連携 ○小樽市民生児童委員協議会との連携 ○小樽市総連合町会との連携 ○小樽市老人クラブ連合会との連携 ○共同募金運動への協力 ○社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」での活動



第3章

計画の基本的な 考え方



1 地域福祉の課題

【つながりの希薄化、社会的孤立】

地域において支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。

また、「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」の結果では、地域の住民同士が支え合うことが必要であると答えた方が全体の約7割を占めました。

こうした市民の意識からも、多様な世代の住民同士が交流できるきっかけを作り、地域での顔の見える関係づくりが必要です。

更には、日常的なちょっとした困りごとを地域の支え合いで解決する仕組みや、地域で困りごとを抱えた人を見守ることができる仕組みなどを構築することにより、社会的孤立を防止する取組が求められています。

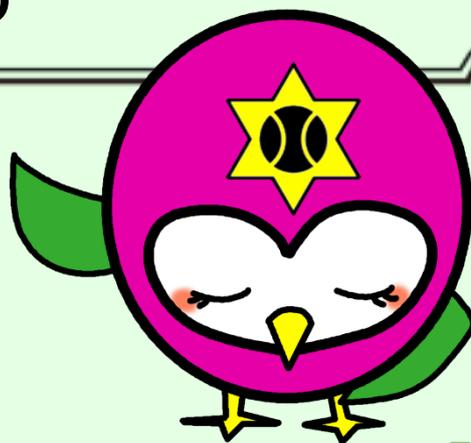


2 計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きとしあわせに暮らしていくためには、一人ひとりが自分でできることに取り組むとともに、町内会や老人クラブなどの地域団体など様々な地域の主体が連携・協力しながら、互いに支え合うことが重要です。

地域福祉をより一層推進していくことを目指して、本計画の基本理念を次のとおりとします。

「お互いさま」と支え合い、
誰もがしあわせを実感できるまち
おたる



3 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱に取組を推進します。

○基本目標1 つながりを持てる地域づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが必要です。地域で多世代が交流できる居場所づくりやボランティア活動などの推進に取り組むほか、観光のまちとして地域住民と観光客がつながる環境づくりを進めます。

○基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

困ったときには周りに助けを求め、助けを求められたときには手を貸す、共に支え合う地域とするため、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱え自らSOSを発信できずに困っている方への支援や漏れのない相談支援体制づくりを進めます。

○基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、防災対策など緊急時への備えが欠かせないことから、災害時における支え合いの仕組みづくりや地域の防犯対策の構築などに取り組めます。また、除雪や買い物など生活環境の向上を目指した取組も進めます。



4 施策の体系

基本理念

「お互いさま」と支え合い、誰もががしあわせを実感できるまち
おたる

基本目標1 つながりを持てる地域づくり

- 施策1 地域住民同士がつながるための拠点づくり
- 施策2 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり
- 施策3 地域におけるボランティア活動の推進
- 施策4 町内会活動への参加促進
- 施策5 多様な世代のつながりづくり

基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

- 施策6 困りごとを抱えた方への支援
- 施策7 地域で子どもを育てる環境の整備
- 施策8 漏れのない相談支援体制づくり
- 施策9 福祉サービスの適切な利用の促進
- 施策10 権利を擁護する取組の推進

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- 施策11 空き家対策及び居住支援の充実
- 施策12 災害時における支え合いの仕組みづくり
- 施策13 雪との共生
- 施策14 持続可能な買い物支援の実現
- 施策15 地域の防犯体制の構築及び推進



5 施策の展開に向けて

次の第4章では、3つの基本目標にぶら下がる15の施策に沿って、本市の地域福祉における現状と課題、具体的な取組を記します。

特に、「市民一人ひとり」「地域」「事業者や団体等」「行政（小樽市）」「小樽市社会福祉協議会」を地域福祉の推進主体と位置付け、それぞれが取り組む内容を例示しています。

》コラム

商大生の取組『合同会社 PoRtaru』

『合同会社 PoRtaru（ポータル）』は、小樽商科大学の学生が立ち上げたベンチャーです。ポータルでは、「誰かの手を借りたい…」そんな困りごとのある市民の方々と、時間と若い力のある商大生をつなぐ有償ボランティアマッチング「商大生レンタル」を運営しています。

商大生を1時間 1,000 円でお貸しします。雪かきや家具の移動からサントの変装まで、商大生をレンタルしてみませんか？

（代表 歌原大悟）

▶ポータルは、「商大と小樽をつないで新しい価値を生み出す」を理念に学生8名で様々な活動を行っています。



詳細は『合同会社 PoRtaru』まで

代表連絡先 090-2872-6957



第4章

基本目標ごとの 取組



【基本目標1】

つながりを持てる地域づくり

施策 1

地域住民同士がつながるための拠点づくり

【現状と課題】

地域の居場所づくりは着実に進んできている反面、参加者が自ずと限定される場合も多く、多世代の交流が行われていないなどの課題があります。

【具体的な取組】

- 居場所づくりの推進
- 世代間交流の充実

市民一人ひとりが取り組むこと

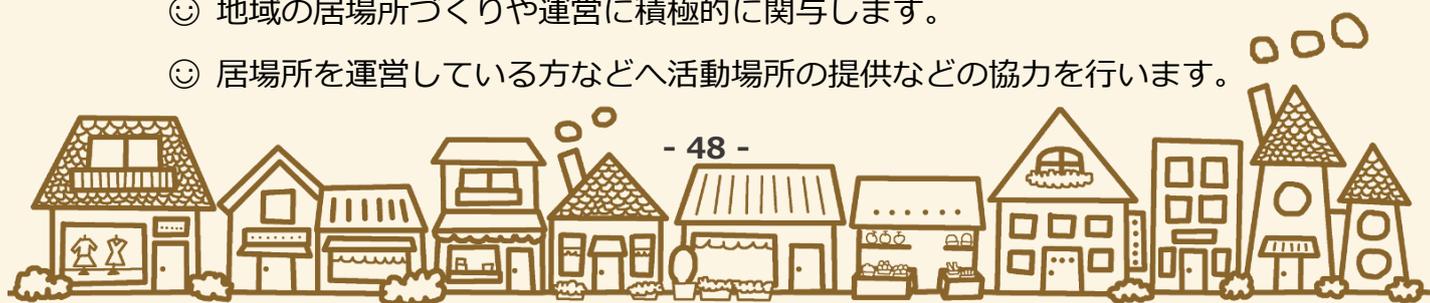
- ☺ あいさつや声掛け等を積極的に行います。
- ☺ 隣近所にどんな人が住んでいるのかなど自分の地域についてもっと「知る」ことを意識します。

地域が取り組むこと

- ☺ どのような居場所が自分たちの地域にあれば望ましいかをみんなで考えます。
- ☺ 様々な世代が居場所（づくり）に参加できるように努めます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 地域の居場所づくりや運営に積極的に関与します。
- ☺ 居場所を運営している方などへ活動場所の提供などの協力を行います。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ モデル地区を選定し、共生型常設型[※]の居場所の立ち上げを目指します。
- ☺ 居場所の立ち上げに多くの方が関わられるよう SNS 等なども用いて情報発信を行います。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 地域住民が主体となった居場所の立ち上げに向け、先行事例の紹介や助言などを行います。
- ☺ 様々な居場所を運営している方たちのネットワークづくりを進め、互いの交流を促進します。

》》コラム

三世代交流ひろば お茶の間 たけうちさんち

銭函1丁目にある「三世代交流ひろば お茶の間 たけうちさんち」は、「いろいろな世代のご近所さんが、気軽に集まり交流できる場を作りたい！」という思いからスタートした地域の集いの場です。代表の竹内さんが、ご近所のボランティアさんたちの協力を得ながら、運営しています。

「たけうちさんち」では、ご近所さんたちが食事を楽しんだり、趣味の教室や作品展を開催したり、福祉の相談会に参加したりと、思い思いに楽しむことができ、地域に欠かせない交流拠点になっています。

※令和3年1月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を休止中です。

テラスでパジャリ[☺]
地域に欠かせない
集いの場です！



施策 2

市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり

【現状と課題】

市民と観光客が触れ合う場面は限られており、市民が小樽観光の魅力を伝える機会が少ないことから、まずは、市民が小樽の魅力 را再認識し、観光ボランティアなどに積極的に参加できる環境をつくる必要があります。

【具体的な取組】

- 小樽ファン（仲間）を増やす
- 市民と観光客の交流推進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 道に迷っている観光客などに積極的に声を掛けます。
- ☺ 観光地小樽の魅力を SNS 等で発信します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域ぐるみでおもてなしの心を持って観光客を迎えます。
- ☺ 地域の魅力を再認識し、共有します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 子どもから高齢者まで小樽観光に対する市民理解の向上に努めます。
- ☺ SNS 等の活用によるリアルタイムでの観光情報の提供に努めます。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 小樽の歴史・文化・芸術（小樽の文化遺産）を活用した体験プログラムを構築し、市内外の参加者が楽しみながら地域の価値等を改めて発見する機会を提供します。
- ☺ 市民が観光ガイドを行う機会の提供などにより小樽の魅力を共有する取組を充実します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 観光ボランティアの活動を市民に周知し、その輪を広げます。
- ☺ 行政と連携し観光ボランティアのネットワーク化を進め、互いの情報交換などにより小樽の魅力再発見に向けた取組を進めます。

》》コラム

傘の輪プロジェクト

小樽は、「屋根のない博物館」と言われるほど歴史的建造物が立ち並び、外歩きが楽しいまちですが、その分、突然の雨や雪など天気の急変には困ることも多いものです。こんな天気でも、観光客の皆さんに引き続き市内散策を楽しんでいただくことはできないかという心遣いから、小樽観光協会のおもてなし推進事業委員会が主体となって、自分たちでもできることを始めようと、2012年に傘の無料貸出しを開始しました。これが「傘の輪プロジェクト」であり、観光客の皆さんからも好評です。

各観光案内所やお店で貸出・返却ができ、ホテルでの返却もできるようになっていて、観光客はもとより、状況により市民も利用することができます。貸出用の傘は、公共交通機関をはじめとする事業者などの協力により、不要の傘を活用していますが、傘の在庫が不足している現状があります。

不要傘はいつでも募集していますので、小樽観光協会事務局までご連絡ください。

※傘の輪プロジェクトについては <https://otaru.gr.jp/kankokyokai/project/rental#umbrella>



「傘の輪プロジェクト」に関するお問い合わせは

Tel:0134-33-2510 Fax:0134-23-0522



施策 3

地域におけるボランティア活動の推進

【現状と課題】

「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」において地域活動の参加状況を尋ねたところ、ボランティア活動の参加率は13.3%とまだまだ低い状況であることから、ボランティア活動に参加したい意向を持ちながらも参加していない人を実際の活動に結び付けるための取組が求められています。

【具体的な取組】

- ボランティア活動への理解促進
- ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備

市民一人ひとりが取り組むこと

- ◎ 研修会などに参加し、ボランティア活動への理解を深めます。
- ◎ 自分の趣味や得意分野を活かして、ボランティア活動に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- ◎ 定年退職された方などにボランティア活動に参加するよう働きかけます。
- ◎ 様々なボランティアを積極的に受け入れます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ◎ 地域社会の一員として、ボランティア活動に取り組みます。
- ◎ 従業員にボランティア活動への参加を促します。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 小樽市社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報を発信します。
- ☺ ボランティア活動の参加促進を目的としたボランティアポイント制度[※]などの仕組みづくりについて検討を行います。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 小樽市ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人や団体とのマッチングを行います。
- ☺ ボランティア活動に参加するきっかけづくりのため研修会を開催し、ボランティア体験の場などの情報を発信します。

》》コラム

ボランティアポイント制度がスタート！

小樽市ボランティア・市民活動センターでは、より多くの市民の皆様へ、積極的にボランティア活動に取り組んでいただくため、令和3年4月から、「福祉除雪ボランティア活動」、「配食ボランティア活動」、「学校支援ボランティア活動」など一部の活動について、ボランティアポイントの付与をスタートする予定です。一定以上のポイントを貯めていただいた方には、ポイントを現金と交換し、活動費の一部に充てていただくことができます。

小樽市のボランティア活動がより活発になるよう、この機にぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしております。



ボランティアポイント制度利用の流れ

小樽市ボランティア・市民活動センターに登録



ポイント付与対象の活動に参加



一定額のポイントを貯めて、現金に交換



施策 4

町内会活動への参加促進

【現状と課題】

「しあわせな地域づくりワークショップ」や町会長を対象とした「地域福祉に関するアンケート」において、町内会には若い世代の担い手がおらず、町内会活動の継続を危ぶむ声が多く聞かれました。そのため、町内会の重要性を再認識し、その活動の活性化に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

- 町内会への理解促進
- 町内会活動の活性化

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 町内会の活動について関心を持ち、協力します。
- ☺ 町内会の各種行事に参加します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域の住民や新たに地域に引っ越してきた方に町内会の役割や活動等を理解していただき、町内会のあり方を話し合う機会を作ります。
- ☺ 子どもから高齢者まで、地域住民が気軽に参加できる行事等を増やします。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 従業員に対し、地域コミュニティや共助の重要性を啓発します。
- ☺ 町内会の各種行事への参加や協力等を通じて、従業員の地域活動への参加意識を高めます。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ☺ 小樽市総連合町会と連携し、町内会活動に学生や子育て中の若い世代が参加できる仕組みづくりを検討するとともに、町内会活動の情報発信に努めます。
- ☺ 町内会に職員を派遣し、町内会活動を支援します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ☺ 町内会が行うサロン活動や見守りなどの活動を支援します。
- ☺ 小樽市総連合町会と連携し、地域活動や共同募金運動の情報発信に努めます。

》》コラム

とよかわ喫茶和^{なご}み（豊川町会）

「とよかわ喫茶 和(なご)み」は、豊川町会の方たちの「会館をもっと活用して、町内の交流の場を作りたい」という思いから始まった活動です。町会女性部の方たちが中心となって平成 22 年から毎月 1 回開催され、令和 2 年で 10 年目を迎えました。

地域の方々は、常連が集まる喫茶店のように「とよかわ喫茶 和(なご)み」に通い、参加者同士の交流や、ボランティア団体の踊り、中学生の合唱披露など、月ごとの様々なイベントを楽しんでいます。

※令和 3 年 1 月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を休止中です。



100 回記念の日には、
北陵中学校の生徒の皆さんによる合唱が披露されました！



施策 5

多様な世代のつながりづくり

【現状と課題】

内閣府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、誰もが活躍できる地域に向けて、「多世代交流」が注目されています。様々な場面において様々な世代の人たちがつながるための仕組みが必要です。

【具体的な取組】

- 世代を問わず必要な情報を入手できる環境の整備
- 世代間交流の充実

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 必要な情報を積極的に入手するよう努めます。
- ☺ 地域の様々な行事には、隣近所や友人同士で誘い合うなどして参加します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域では防災訓練などの人が集まり交流できる場を設け、参加を広く呼び掛けます。
- ☺ 地域で住民同士の顔の見える関係を築くため、積極的に声を掛け合います。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 事業者や団体同士も積極的に交流します。
- ☺ 地域住民と交流を深めるための機会を確保します。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 多様な媒体を活用した効果的な情報発信に努めます。
- ☺ 行政が行う各種イベントなどで参加者同士の交流が図れるよう工夫します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 小・中学生や高校生のボランティア活動の発表の場に多様な世代の地域住民を招待し、交流を促進します。
- ☺ 多様な世代が集う地域食堂やサロン活動などにより、世代を超えたコミュニケーションが図れる環境づくりを支援します。

》》コラム たるかふえネット

小樽市内で子ども食堂、認知症カフェ、地域食堂などの取組をしている人たちが集まり、情報交換や市民へ情報発信を行うために、「おたる市民かふえネットワーク」（略称：たるかふえネット）を設置しました。

たるかふえネットのホームページでは、たくさんの方に活動を知っていただくために「店舗マップ」や「開催カレンダー」なども掲載しております。

たるかふえネットの活動に興味のある方は、ぜひホームページを覗いてみてください！



▲サンモール一番街で開催している暖（はる）カフェ

たるかふえネット

 検索



【基本目標2】

「助けて」と言える地域づくり

施策 6

困りごとを抱えた方への支援

【現状と課題】

高齢化や単身世帯の増加に伴い、相談する家族や友人もなく自分だけで困りごとを抱えてしまう場合があります。また、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えている人への対応が急務とされており、地域で支援が必要な人を把握し、適切に支援へつなぐことにより社会的孤立を防ぐことが求められています。更には、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等が社会に円滑に適応できるような取組が必要となっています。

【具体的な取組】

- 困っている方の自立に向けた支援の充実
- 社会的孤立の解消

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 「困ったな」と思ったら、ひとりで抱え込まないですぐ相談します。
- ☺ 支援が必要な人に気付いたら、身近な民生委員児童委員などに速やかに相談します。

地域が取り組むこと

- ☺ 日頃から地域で声を掛け合い、困っている人を孤立させないようにします。
- ☺ 地域の様々な困りごとや課題を話し合ってみます。



事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 職場見学、就労体験や認定就労訓練事業[※]などの就労支援に協力します。
- ☺ 支援を目的としたネットワークや会議等に積極的に参加します。

行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 社会的に孤立し、自ら SOS を発信することができない方などの把握に努めるとともに、解決が難しい課題を抱えている場合などは多機関の協働による支援の調整を行います。
- ☺ 犯罪をした人等が社会復帰する際に孤立することなく地域社会の一員として生活を送ることができるよう下記の取組を推進します。
(以下の記載を「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として位置付けます。)

<再犯防止に向けた取組>

- ・ 犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解促進を図ります。
- ・ 更生保護[※]に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報や周知に取り組みます。
- ・ 更生保護活動の中心的役割を担う保護観察所と情報交換をし、再犯防止に関する研修をはじめとした取組を相互の協力、連携の下で実施します。
- ・ 犯罪をした人等が地域で生活できる環境を整えるために、就労・住居の確保等に向けた相談体制を充実します。
- ・ 支援を必要とする方が適切に福祉サービスを利用できるよう関係機関との連携を強化します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 地域における支援体制の充実に向けて、民生委員児童委員との連携を深めます。
- ☺ 社会福祉協議会のネットワークを通じ、地域生活課題の把握に努めます。



施策 7

地域で子どもを育てる環境の整備

【現状と課題】

子育て中の親は、地域の子育てに対する無関心さ、育児に対するプレッシャーや身近に相談できる相手がいない不安などを抱えており、親の孤立が原因で虐待に及ぶケースもあります。そのため、子育て中の親が孤立を感じることなく、地域全体で子育てを支援する支え合いの仕組みづくりが求められています。

【具体的な取組】

- 子どもが地域の大人と触れ合う機会の確保
- 「孤育て※」の防止

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 地域の子どもにできる範囲で声掛けやあいさつをします。
- ☺ 子育て中の方は周りに SOS を遠慮なく出します。

地域が取り組むこと

- ☺ 子育て世帯を地域で温かく見守ります。
- ☺ 地域の行事などに多くの子どもが参加できるよう工夫します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 子育てしながら働きやすい環境づくりをします。
- ☺ 地域における子どもの居場所づくりに協力します。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ☺ 子育て世代のワンストップ相談拠点として開設した小樽市子育て世代包括支援センター「にこにこ」の周知に努めます。
- ☺ 要保護児童対策地域協議会[※]の構成団体との連携を密にし、地域における子育て世帯の見守り体制を強化します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ☺ 支援を必要としている子育て世帯をいち早く把握できるよう努め、問題の解決に向けて関係機関と連携します。
- ☺ 子どもや子育て世帯が安心して立ち寄れるサロン、子ども食堂など、地域住民主体の居場所づくりを支援します。

》》コラム

子育て世代包括支援センターにこにこ

妊娠・出産・子育てのワンストップ相談拠点として、「子育て世代包括支援センターにこにこ」が令和2年9月に小樽市保健所内に開設されました。

専任の保健師が気持ちに寄り添い相談に対応しますので、お気軽に御相談ください。

なお、御相談に当たっては、事前に電話予約をお願いいたします。

また、来ることが難しい場合は、電話での相談も行っております。



▲お子さんを遊ばせながらお話しすることができます。

「子育て世代包括支援センターにこにこ」への御相談は

Tel:0134-22-3117



施策 8

漏れのない相談支援体制づくり

【現状と課題】

「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」において困ったときに相談しやすい環境づくりについて尋ねたところ、「どんな困りごとでも相談できる総合相談窓口の設置」が62.2%で回答として最も多かったことから、市民にとって分かりやすく、かつ漏れのない相談支援体制を構築することが求められます。

【具体的な取組】

- 相談支援体制の充実
- 地域の「気付き」「見守り」の機能強化

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 日頃から相談できる人や場所を調べておきます。
- ☺ 隣近所の「ちょっとした異変」に気付けるよう日頃からコミュニケーションを図ります。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域住民、民生委員児童委員、町内会や老人クラブなどが連携しながら、地域での見守りが行える緩やかなネットワークづくりを目指します。
- ☺ 困りごとを抱えた人の発見に努め、関係機関につながります。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 相談支援事業者は、その事業内容等について地域住民に広く周知します。
- ☺ 複雑化した課題に対応するため、関係機関同士の連携についてのルールづくりを行います。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ☺ 庁内に福祉総合相談窓口を設置し福祉専門職を配置することにより、属性や世代を問わない相談を受け止める体制を構築します。
- ☺ 包括的な支援体制を整備するため、庁外関係機関等も含めて意識の共有を図りながら議論を進めます。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ☺ 小樽市民生児童委員協議会と連携して、民生委員児童委員が地域住民からの相談に円滑に対応できるよう、研修会の開催などを支援します。
- ☺ 「ふれあい相談^{*}」の充実を図り、行政や社会福祉法人などの相談機関と連携して、切れ目のない相談支援に努めます。

》》コラム

民生委員児童委員

皆さんがお住まいの地域に、民生委員児童委員と呼ばれる方々がいるのを御存知ですか？

市内を16地区に分け、それぞれの担当地区において、高齢者の見守り活動や福祉サービスの利用援助などを行っています。

また、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を担っています。



▲世帯状況調査に訪れた民生委員児童委員。

民生委員児童委員に関するお問い合わせは

Tel:0134-23-7844（小樽市民生児童委員協議会事務局）



施策 9

福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

制度が分からないため、必要な福祉サービスを利用できない人が存在していることから、福祉サービスに関する情報を適切に発信する工夫が必要です。また、制度の対象とならず制度の狭間にある人への対策も求められます。

【具体的な取組】

- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 福祉サービスの質の向上

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 適切な福祉サービスを利用することができるよう、制度や福祉サービスについての正しい理解を深めます。
- ☺ 福祉サービスを利用する際に疑問が生じたときは、事業所等に意向を伝え、自分に合った福祉サービスを選びます。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域の中で福祉サービスに関する情報を必要としている人を把握します。
- ☺ 「まち育てふれあいトーク[※]」などを活用し、住民同士が交流しながら福祉サービスについて学ぶ場を作ります。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 市民が福祉サービスを選択するために必要な情報を発信します。
- ☺ 福祉サービスの質の向上につながるよう、人材育成や職場環境の向上に努めます。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ☺ 福祉サービスの内容や利用方法などの情報を広報おたるや市ホームページなどで幅広い年代の方たちに分かりやすく伝えます。
- ☺ 福祉サービス利用の申込みに当たり、市役所へ来庁しなくても手続きができる仕組みづくりについて検討を進めます。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ☺ 社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」の一員として、福祉サービス従事者の専門性の向上を目指し、他の法人と連携して研修会などを開催します。
- ☺ 制度の狭間にある課題などに対応するため、地域のニーズを把握し、福祉サービスの拡充や開発につなげる仕組みづくりについて、行政及び関係機関と研究します。

》》コラム

しあわせネットワーク・おたる

小樽市内で福祉施設を運営する社会福祉法人など17団体による社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」が平成29年10月12日に発足しました。

生活困窮者の増加や福祉の担い手不足など、多岐にわたる地域の課題に協力して取り組んでいます。

主な活動は以下のとおりです。

- 1) **生活支援委員会** 生活困窮者への食品等の迅速な提供
- 2) **福祉のしごと委員会** 福祉の仕事フェア、出前授業、ボランティア受入
- 3) **地域づくり委員会** 社会福祉講演会、事例検討研修会など



▲発会式の様子（H29.10.12）



施策 10

権利を擁護する取組の推進

【現状と課題】

高齢者、障がいのある人及び子どもへの虐待や配偶者等からの暴力（DV）が社会問題となっており、これら虐待等を防止する取組が必要です。また、認知症などで判断能力が不十分な方を対象とした成年後見制度について、本人の権利擁護の観点から利用を促進する取組を進めます。

【具体的な取組】

- 高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待及び配偶者等からの暴力の防止
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 虐待や DV を受けている可能性のある人を発見したときは、速やかに関係機関等に通報します。
- ☺ 「認知症サポーター養成講座※」などを受講することで、判断能力が十分でない方についての理解を深めます。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域において、虐待や DV を許さない意識を高めます。
- ☺ 成年後見人（市民後見人を含む）の活動を理解して協力します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 福祉施設は、当該施設従事者による虐待の防止に向けた取組を徹底します。
- ☺ 金銭管理等に不安を感じる利用者を「小樽・北しりべし成年後見センター」につなげます。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ◎ 家庭内で虐待を行った養護者又は保護者に、必要に応じて継続的な支援を行うことにより再発を防ぎます。
- ◎ 「小樽・北しりべし成年後見センター」を中核機関として位置付け、関係機関との連携体制を構築するなど、本市における権利擁護支援の強化を図ります。
(68～69 ページの記載を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付けます。)

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ◎ 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業及びあんしんサービス事業の周知と利用促進に努めます。
- ◎ 市民後見人養成研修などにより、本人らしい生活を支える支援者を地域に増やします。

コラム

小樽・北しりべし成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方の権利や財産を守る制度として注目されている「成年後見制度」ですが、その利用促進に向け、相談や手続を支援します。

金銭管理や契約などに不安がある場合は、お気軽に御相談ください。

なお、御相談に当たっては、事前に電話予約をお願いいたします。



▲小樽経済センタービル1階にセンターがあります。

「小樽・北しりべし成年後見センター」への御相談は

Tel:0134-64-1231



＜成年後見制度の利用を促進する取組＞

住み慣れた地域において、判断能力が十分でない人を速やかに適切な支援につなげるとともに、本人らしい生活の質の向上につながる支援を行うことが重要であることから、成年後見制度の利用を促進する取組を下記のとおり行います。

◎地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは、成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるとともに、様々な関係機関が連携して支援を行っていくための地域全体の仕組みです。

「小樽・北しりべし成年後見センター」が中核機関として地域における連携・対応強化の推進役の役割を担います。

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能

① 広報機能

成年後見制度が、判断能力の低下した人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを周知・啓発していきます。

② 相談機能

地域の専門職団体等と連携を図り、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築し、相談者の状況に応じた支援を行います。

③ 成年後見制度利用促進機能

「受任調整会議」を設置し、相談ケースごとに適切な後見人候補者の選定を行います。また、市民後見人の育成・活用を進めます。

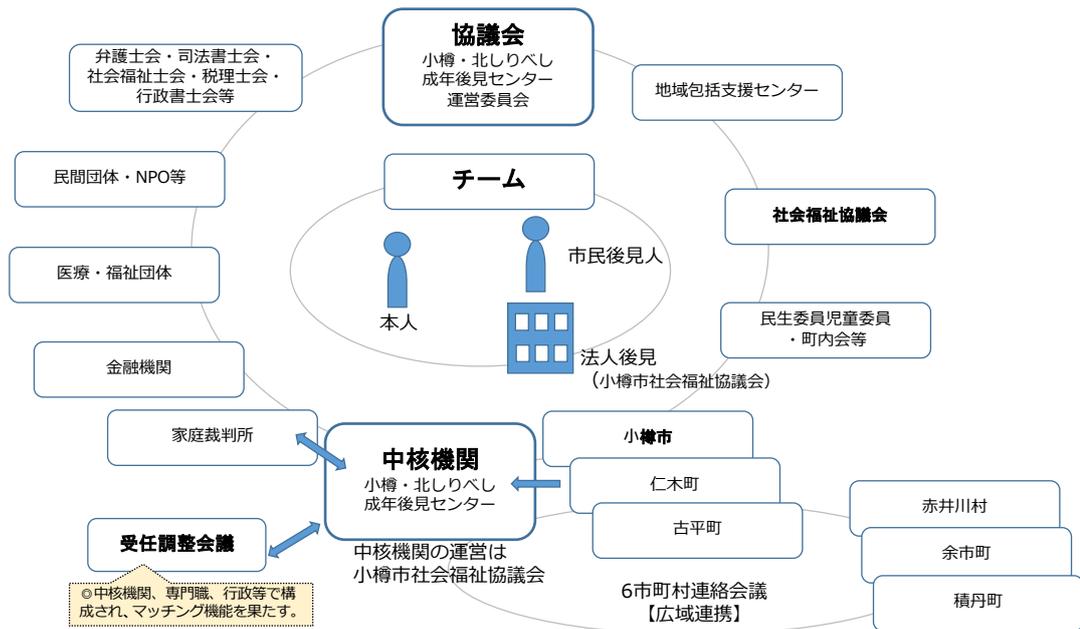
④ 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じるとともに、専門職の協力を得られるような仕組みをつくります。



これら 4 つの機能を果たすことにより、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されることから、後見人等による不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

小樽市の地域連携ネットワークのイメージ



【基本目標3】

安心して暮らせる地域づくり

施策 11

空き家対策及び居住支援の充実

【現状と課題】

民生委員児童委員（地区会長及び副会長）や町会長を対象として行った「地域福祉に関するアンケート」では、把握している地域課題として「空き家の増加」を挙げる方が多かったことから、管理不全の空き家の解消を目指すとともに空き家を地域の居場所づくり等に活用できないかを検討する必要があります。

【具体的な取組】

- 空き家等の利活用
- 居住に課題を抱える方への支援

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 個々の住宅が地域を形成する資源であることを認識し、住宅や住環境に関する意識を高めます。
- ☺ 空き家を放置せず、処分や活用などを検討します。

地域が取り組むこと

- ☺ 空き家の見守りを行い、危険度が高い空き家については速やかに行政へ報告します。
- ☺ 空き家を地域の資源として活用し、住民同士の交流を目的とした拠点づくりに取り組みます。



事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 福祉サービス利用者の住宅が施設入所などにより空き家となることが想定されるケースは、行政などと連携し空き家の発生予防に努めます。
- ☺ 不動産業者や賃貸住宅の貸主は、住宅確保要配慮者[※]の入居に当たり生活支援の面から福祉分野との連携を進めます。

行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 市内の空き家の情報を収集するとともに、「空き家・空き地バンク制度[※]」や「空き家利活用推進事業[※]」を活用し、空き家の有効活用を図ります。
- ☺ 離職等により住居を失った、又は失うおそれがある際に一定期間家賃相当額を給付する「住居確保給付金」について、必要な方が適切に利用できるよう幅広く周知し、積極的な利用を働き掛けます。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 行政と連携して、空き家の情報と地域で居場所づくりを考えている方とのマッチングに努めます。
- ☺ 住宅確保要配慮者[※]の相談に応じ、安心して住まいを確保できるよう関係機関との連携を進めます。



施策 12

災害時における支え合いの仕組みづくり

【現状と課題】

「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」において近所の方から手助けを受けたいと思うことについて尋ねたところ、「災害時の避難支援や声掛け」と回答する方が最も多くなっています。北海道胆振東部地震におけるブラックアウトの経験から防災面に不安を感じる市民が多くいるため、災害時における支え合いの仕組みづくりを進めていくことが求められます。

【具体的な取組】

- 防災教育の充実
- 自主防災組織^{*}の育成及び推進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ◎ 「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、防災に関する知識の習得に努めます。
- ◎ 災害時の避難場所等の確認を目的とした「防災さんぽ」を行います。

地域が取り組むこと

- ◎ 地域で防災に関する勉強会などを開催します。
- ◎ 災害時に速やかに対応できるよう、自主防災組織^{*}を作ります。

事業者や団体等が取り組むこと

- ◎ 地域での防災訓練等の活動に積極的に参加します。
- ◎ 社会福祉施設は、福祉避難所の設置に協力します。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 防災に関する知識についての普及啓発を行います。
- ☺ 自主防災組織の育成及び推進を図ります。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 災害ボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティア講座を開催します。
- ☺ 「小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備します。

》》コラム 防災さんぽ

もしも地震や津波が起これば避難しなければならない場合、あなたはすぐに行動できますか？災害の種類によって避難先が異なることを知っていますか？

日頃から災害の種類ごとに安全に避難できる場所と道順を確認しておくことが大事です！

「防災さんぽ」とは、もしもの時にどこに避難すればよいのか、大人も子どもも避難場所まで安全に避難できるのかを、散歩しながら確認することです。

「防災さんぽ」で以下を確認しておきましょう！

- 自宅から避難場所まで安全に移動できるか
- 避難グッズを持って移動できるか
- 遠回りの経路や夜間でも避難できるか
- 避難場所まで移動ができない場合、代わりとなる場所があるか



▲桃内町内会津波避難訓練の様子
(令和元年 10月6日)



施策 13

雪との共生

【現状と課題】

長い小樽の冬を過ごす上では、市民一人ひとりが雪と共生する意識を持って地域の実情に応じた雪対策を考えていくことが必要です。

【具体的な取組】

- 地域で支え合う雪対策の推進及び福祉除雪の充実
- 雪に親しむ冬のイベント等への協力

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 雪に親しむ冬のイベントに積極的に参加します。
- ☺ 宅地内からの道路への雪出しや除排雪の妨げになるような路上駐車をしないよう気を付けます。

地域が取り組むこと

- ☺ 雪に親しむ冬のイベントの開催に積極的に協力します。
- ☺ 自力で除雪することが難しい世帯を把握します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 地域貢献活動として可能な範囲で、地域の除雪作業を行います。
- ☺ 従業員が除雪ボランティアとして活動できるような環境を整えます。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ◎ 大学生等の若い世代に除雪ボランティアとして活動してもらえるよう働き掛けます。
- ◎ 有償ボランティアなどの新たな仕組みづくりについての検討を行います。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ◎ 行政と連携し、除雪ボランティアの担い手確保に努めます。
- ◎ 必要な方が適切に利用できるよう、福祉除雪サービス事業の仕組みや地域で支え合う除雪体制について関係機関と検討を進めます。

》》コラム

国際スポーツ雪かき選手権

スポーツ雪かきは、一人では辛く重労働に感じる雪かきに、ルールを定めて楽しく競い合えるよう工夫された社会課題解決型の新スポーツ（ソーシャルスポーツと定義しています。）です。

若者たちに、高齢者の冬の生活実態を知ってもらい、共助の気持ちを芽生えさせ、協働による雪対策を市内各所に普及させることを目的としてお

り、大学生が町会と連携して、高齢者にとって冬場の通行が困難な地域に、中高生を中心に約 100 名を集めて開催しています。

夢中になって雪かきをしているうちに、生活路や住宅周辺の雪がきれいに片付いてしまうので、参加者はみな楽しく社会貢献ができています。



▲石山町で高齢者宅周辺を除雪する北照高校野球部チーム

「スポーツ雪かき」に関するお問い合わせは

Tel:090-1702-6079

※地域福祉計画を見た旨、お伝えください。



施策 14

持続可能な買い物支援の実現

【現状と課題】

身近な地域にスーパーやコンビニなどがいないため、日常の買い物に困難を感じている「買い物弱者」の存在が指摘されています。どのような買い物支援が必要かを検討し、実現させていくことが求められます。

【具体的な取組】

- 移動販売や宅配などの情報周知の強化
- 新たな買い物支援の創出

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 買い物に困ったときは身近な人に相談します。
- ☺ 近所に買い物に困っていきそうな方がいれば声を掛けてみます。

地域が取り組むこと

- ☺ 移動販売などの情報について、地区の回覧板等で共有します。
- ☺ 自分の地域に必要な買い物支援を行政等と一緒に考えます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 移動販売や宅配を行っている事業者は、情報が行き届くよう広く周知します。
- ☺ 福祉施設等の送迎車の空き時間を有効活用した買い物支援等を検討します。



行政（小樽市）が取り組むこと



- ☺ 新たな買い物支援を市内の各関係団体と連携して行うための協議の場を設けます。
- ☺ 買い物支援ガイドブックを作成します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと



- ☺ 「地域のお役立ち手帳[※]」WEB版により、市内の移動販売店などの情報を提供します。
- ☺ 買い物に関する困りごとの把握に努め、支援を行う仕組みを研究します。

》》コラム

地域のお役立ち手帳

「地域のお役立ち手帳」は、道内でも特に高齢化が進む小樽市で、年齢を重ねても安心して暮らせるよう、高齢者の日々の暮らしに役立つ情報を集めた冊子です。

食料品・日用品の配達、移動販売を行う事業者の情報なども掲載されております。

なお、本冊子は小樽市社会福祉協議会のホームページに掲載していますので、ぜひ御活用ください！



▲「地域のお役立ち手帳」の表紙。
随時、内容の充実を目指し更新していきます。

「地域のお役立ち手帳」に関するお問い合わせは

小樽市社会福祉協議会

Tel:0134-23-7847



施策 15

地域の防犯体制の構築及び推進

【現状と課題】

犯罪を未然に防ぎ安全・安心に暮らすためには、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めることが重要です。

【具体的な取組】

- 防犯に関する情報共有の促進
- 地域の防犯力の向上

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 隣近所と声を掛け合うなどして、防犯意識を高めます。
- ☺ 防犯に関わる活動に参加し、安全・安心な地域づくりに努めます。

地域が取り組むこと

- ☺ 高齢者や子どもをはじめ、住民が犯罪にあわないよう、地域で見守り活動を行います。
- ☺ 市や警察等と連携し、地域における防犯教室や防犯パトロールを実施します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 事業所内等で、振り込め詐欺や消費者被害などの犯罪について、情報を共有します。
- ☺ 地域や行政と連携を図り、地域の防犯体制の構築に協力します。



行政（小樽市）が取り組むこと

- ☺ 警察をはじめとした関係機関と連携しながら、地域における各種防犯活動を推進します。
- ☺ 広報おたるや市ホームページなど様々な媒体を利用し、防犯のための情報を発信します。

小樽市社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 警察や民生委員児童委員と連携して、地域での防犯意識向上に努めます。
- ☺ 防犯の輪を広げるため、地域住民による見守りなどの取組を支援します。

》》コラム

いかのおすし

「いかのおすし」を御存知ですか？

子どもが知らない人に声をかけられたときに、被害に遭わないようにするための行動を示した、警視庁の考案による防犯標語です。

YouTube 警視庁公式チャンネルでは「いかのおすしのうた」を聞くことができますので、子どもの防犯意識を高めるためにご活用ください。

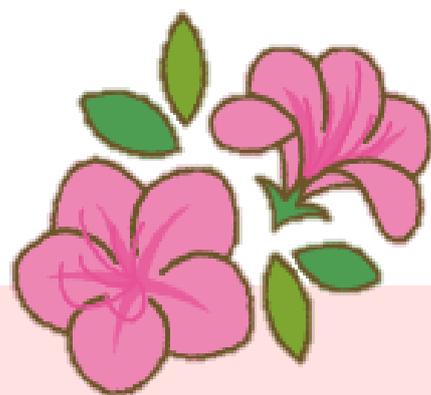


▲小樽幼稚園での防犯教育の様子

いかのおすし



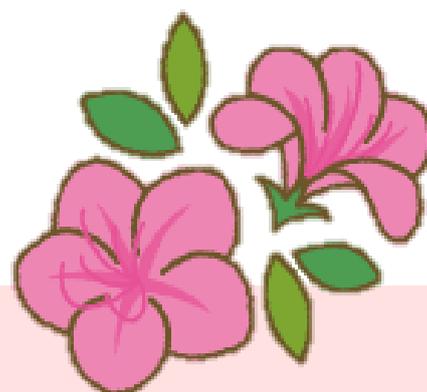
資料編



1 小樽市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	区分	団体名等
1	森 祐樹	公募により選考された者	
2	池上 誠		
3	永岡 朋子		
4	村上 敦哉		
5	盛合 将矢		
6	杉谷 憲昭		
7	◎岡田 直人	学識経験者	北星学園大学
8	高橋 小百合	福祉関係団体、 自治組織、 その他市民団体 等の代表者の 推薦を受けた者	小樽市社会福祉協議会
9	山岸 康治		小樽市民生児童委員協議会
10	佐藤 彰芳		小樽市総連合町会
11	佐々木 茂		小樽市老人クラブ連合会
12	清水 伸枝		小樽市ボランティア・市民活動センター
13	斉藤 彰子		小樽市介護支援専門員連絡協議会
14	石亀 善則		小樽市障がい児・者支援協議会
15	野沢 修一		北海道中央児童相談所
16	高田 友子		小樽・北しりべし成年後見センター
17	武本 真弓		小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」
18	中田 喜代美		わくわく共育ネットワーク
19	○川尻 輝記		しあわせネットワーク・おたる
20	石田 潔		北海道医療ソーシャルワーカー協会

◎は委員長、○は副委員長



2 計画策定の体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するため、策定委員会での意見交換、アンケート調査、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、様々な形での市民参加を図ってきました。

(1)小樽市地域福祉計画策定委員会

公募市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表から選出された委員で構成される策定委員会を設置し、意見交換を行いました。

【実施概要】

実施日	意見交換の内容
令和元年 8月 26日	(1)講座「地域福祉計画とは」 北星学園大学教授 岡田 直人 氏 (2)地域福祉計画の愛称について (3)アンケート調査票について
令和元年 11月 6日	(1)アンケート調査について (2)今後の計画策定の進め方について
令和2年 3月 17日	(1)アンケート調査報告書（案）について (2)今後の計画策定の進め方について
令和2年 8月 20日	(1)ワークショップの開催について (2)計画に盛り込むべき地域生活課題について
令和2年 11月 20日	(1)計画素案について
令和3年 2月 4日	(1)パブリックコメントの実施について (2)計画素案について



(2)アンケート調査「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」

市民の意識やニーズを的確に反映した計画にするため、アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	18歳以上の市民 2,000名
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年9月13日から令和元年9月30日まで
回収結果	回収件数：683件 回収率：34.2%

(3)ウェブアンケート

アンケート調査に加え、更に地域生活課題を把握するため、ウェブアンケートを実施しました。

【実施概要】

調査方法	インターネットによる回答
調査期間	令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
回収結果	回収件数：51件

(4)地域福祉に関するアンケート

地域福祉の担い手である民生委員児童委員（地区会長・副会長）及び町会長を対象にアンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	① 民生委員児童委員 40名（地区会長16名、副会長24名） ② 町会長 149名
調査方法	会議等を通じて配布、回収は郵送
調査期間	① 令和2年5月29日から令和2年6月26日まで ② 令和2年6月19日から令和2年7月10日まで
回収結果	① 回収件数：34件 回収率：85.0% ② 回収件数：98件 回収率：65.8%

(5) 専門職ヒアリング

介護や障害などの福祉に関わる専門職を対象に、地域生活課題についてヒアリングを実施しました。

【実施概要】

実施日	ヒアリング対象	参加者数
令和2年2月13日	介護支援専門員	61名
令和2年5月29日	福祉各分野の相談支援事業者等	17名
令和2年10月9日	福祉各分野の相談支援事業者等	20名

(6) 住民懇談会「しあわせな地域づくりワークショップ」

地域生活課題やその解決法などについて、参加者同士が主体的に話し合うことで今後の地域住民同士の支え合いのきっかけづくりとなることを目的に、地域福祉計画策定における市民参加の手法のひとつとして「しあわせな地域づくりワークショップ」を実施しました。

なお、コロナ禍においての取組であったため、オンライン会議ツール「Zoom」を利用しました。

【実施概要】

実施日	内容	参加者数
令和2年7月4日	テーマ別ワークショップ「子ども・子育て」	22名
令和2年7月8日	地区別ワークショップ「北西部」	13名
令和2年7月11日	テーマ別ワークショップ「防災」	17名
令和2年7月15日	地区別ワークショップ「中部」	14名
令和2年7月18日	テーマ別ワークショップ「観光」	26名
令和2年7月29日	地区別ワークショップ「南部」	13名
令和2年8月1日	テーマ別ワークショップ「相談窓口」	29名
令和2年8月5日	地区別ワークショップ「東南部」	16名
令和3年1月23日	ワークショップ総集編	23名

(7)講演会

地域福祉計画について多くの市民に知っていただくために講演会を実施しました。

【実施概要】

実施日	講演テーマ及び講師名	参加者数
令和元年 11 月 7 日	「地域福祉計画とは？」 日本医療大学非常勤講師 大内 高雄 氏	126 名
令和元年 12 月 15 日	「地域共生社会を切り拓く」 厚生労働省大臣官房総務課広報室長 野崎 伸一 氏	71 名

(8)パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広く御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

【実施概要】

実施日	令和 3 年 1 月 4 日～2 月 2 日
意見等の提出者数	3 人
意見等の件数	114 件
上記のうち計画等の案を修正した件数	40 件

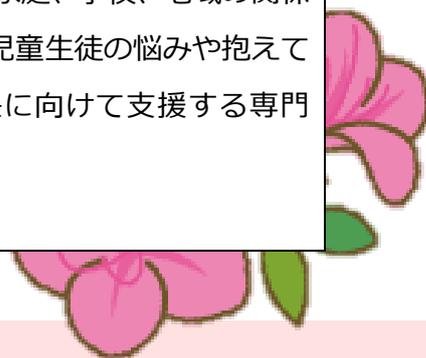


3 用語解説

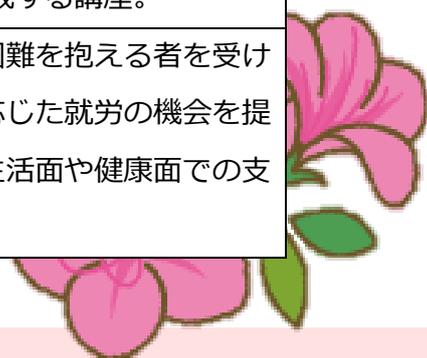
行	用語	ページ	説明
あ	アウトリーチ	31	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない支援対象者に対し、積極的に出向いて働きかけること。
	空き家・空き地バンク制度	71	市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図り、市への定住人口や地域の活性化を促進する制度。
	空き家利活用推進事業	71	需要が見込まれる地域内にある空き家を、市が所有者等の調査を行い、所有者等に売買や賃貸等の意思があり空き家の情報提供に同意があった場合には、所有者等に関する情報を仲介を希望した不動産業者へ伝え、所有者等と不動産業者が直接、交渉や契約を行うことで空き家の流通の促進を図る事業。
	あんしんサービス事業	15	金銭管理に不安のある方など、日常生活を営むのに支障がある方に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。日常生活自立支援事業（→88 ページ）の対象外である施設入所者や医療機関入院者も利用可能。
	SNS	33	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。主なSNSとして、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）など。



か	共生型常設型 (の居場所)	49	いつ行ってもいい、誰が行ってもいい、何をしていてもいい、自由なふれあいの場所。人と人のつながりが生まれ、助け合う関係に発展することが期待されている。
	合計特殊出生率	10	1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す人口統計上の指標。
	更生保護	59	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
	孤育て	60	夫や親族の協力も得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で母親が子どもを育てている状態。
さ	自主防災組織	72	地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ために立ち上げる防災組織。
	住宅確保要配慮者	71	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者。
	スクールソーシャルワーカー	34	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。



	生活福祉資金（貸付制度）	13	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本制度は北海道社会福祉協議会を実施主体として、小樽市社会福祉協議会が窓口となって実施している。
	成年後見制度	4	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。
	Zoom（ズーム）	31	PC、スマートフォン、タブレットから、複数人で映像と音声をやり取りできるウェブ会議システム。
た	地域のお役立ち手帳	77	小樽市社会福祉協議会が発行している高齢者の日々の暮らしに役立つ情報を掲載している冊子。小樽市社会福祉協議会ホームページよりダウンロード可能。
な	日常生活自立支援事業	15	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
	認知症サポーター養成講座	66	認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する「応援者」である「認知症サポーター」を養成する講座。
	認定就労訓練事業	59	事業者が、就労に困難を抱える者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。



は	ふれあい相談	63	小樽市社会福祉協議会の相談員が、家族や生活のこと、各種福祉制度の利用についてなど、日々の暮らしの中のさまざまな相談に対応する。
	ボランティアポイント制度	53	ボランティア活動にポイントを付与し、市民等の社会貢献活動の参加促進を図るための取組。
ま	まち育てふれあいトーク	64	市職員による出前講座。市の取組について知ってもらうとともに市政に対する意見を聞くための情報交換の場。
や	要保護児童対策地域協議会	61	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的として、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。
ら	レスパイト	31	「小休止」という意味で、育児をする方の一時的な解放・休息のための措置を「レスパイト・ケア」という。



たるたる支え愛ぷらん

(第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

令和3年3月



【発行】

小樽市 (福祉部地域福祉課)

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号
TEL 0134-32-4111 (内線301)
FAX 0134-22-6915
E-mail tiiki-fukusi@city.otaru.lg.jp

小樽市社会福祉協議会

〒047-0033 北海道小樽市富岡1丁目5番10号
TEL 0134-23-3653
FAX 0134-32-5641
E-mail info@otaru-shakyo.jp



